

令和2年白浜町議会第4回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 令和2年12月10日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 令和2年12月10日 10時00分

1. 閉 議 令和2年12月10日 14時55分

1. 散 会 令和2年12月10日 14時55分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠	本	隆	典		
3番	廣	畑	敏	雄	4番	西	尾	智	朗
5番	正	木	秀	男	6番	南	勝	弥	
7番	小	森	一	典	8番	丸	本	安	高
9番	辻	成	紀	10番	松	田	剛	治	
11番	溝	口	耕	太郎	12番	長	野	莊	一
13番	堅	田	府	利	14番	水	上	久	美子

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 濱 口 伊佐夫 事務 主 査 坂 本 十志也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井	潤	誠	副 町 長	林	一	勝		
教 育 長	豊	田	昭	裕					
富田事務所長									
兼農林水産課長	古	守	繁	行	日置川事務所長	石	田	健	
総務課長	愛	須	康	徳	税 務 課 長	岩	城	祐	朗

民生課長	中本 敏也	住民保健課長	泉 芳明
生活環境課長	廣畑 康雄	観光課長	寺脇 孝男
建設課長	玉置 康仁	上下水道課長	久保 道典
会計管理者	玉置 孔一	消防長	大谷 哲也
教育委員会			
教育次長	榎本 崇広	総務課副課長	山口 和哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議長 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和2年第4回定例会2日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程はお手元に配布しています。本日は、一般質問を予定しています。

令和2年度定期監査報告書が白浜町監査委員より提出され、配布しています。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いします。

以上で諸報告を終わります。

○議長 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議長 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

通告順1番、9番 辻君の一般質問を許可します。

辻君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は60分でございます。質問事項は、1つとして、日置川地域の歴史・文化について、2つとして、白浜町健康交流拠点施設についてであります。

初めに、日置川地域の歴史・文化についての質問を許可します。

9番 辻君（登壇）

○9 番

おはようございます。9番 辻成紀です。よろしくお願ひいたします。議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

まず、テレビをつけると毎日のように報道されてございます新型コロナウイルス感染症が、依然として猛威を振るい、生活に影響を及ぼしているところでございます。これからの冬に寒さが厳しくなる折であります。3密回避はもちろんのこと、十分な手洗い、マスク、消毒等、室内の十分な空気の入換え等が必要かと思っております。

それでは、まず1点目の日置川地域の歴史と文化について始めたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

安宅氏城館群や小山肆成、鈴木七右衛門の史跡を活用した地域振興について伺いたひと思ひます。それでは、事前に通告してございます質問に沿って当局のお考えをお伺ひしたいと思ひます。

日置川地域に残っております史跡を活用した地域振興などに関しましてお伺ひしたいと思ひてございます。

まず、私の地元であります安宅を中心に存在してございます中世の熊野水軍の一翼を担った安宅氏の城館群のこととございます。地元の安宅橋を渡ると目の前に安宅氏の居館跡、安宅氏本城がござひます。私のところからですと車で5分近くになると思ひます。1キロメートルもない所にあるかと思ひます。八幡山もまた本城から300メートルほど行つたところに八幡山城跡もござひまして、最近ですが、嫁と2人で一遍登つてみようかということで登つてみました。頂上まで登つていったんです。低いんですよ。標高が83メートルに築かれたお城とございます。安全ロープが上まで張られてござひまして、杖をつきながらではありませんが、嫁の手を取りながら上がったように思ひます。嫁の手を握ると、何年前か分かりませんが、嫁の手を握つたような記憶もござひまして、少しやせていたような感じがしました。

元に戻りまして、このことにつきまして、以前に同僚議員からも質問があつたかと思ひます。私はこうした史跡を今後の地域振興に活用することができないかと考えてござひます。まず城館群に関しまして、昨年11月に国の文化審議会におきまして、国の史跡として登録するよう文部科学大臣に答申がござひました。今年3月に史跡として登録がなされたと同つてござひます。改めて、今回の国の史跡指定に当たつて、これまでの取り組み経過、国指定文化財としての位置付けについてお伺ひをしたいと思ひております。よろしくお願ひいたします。

○議 長

辻君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 教育長 豊田君（登壇）

○番 外（教育長）

おはようございます。辻議員より、日置川地域の歴史・文化について、安宅氏城館群や古

山肆成、鈴木七右衛門の史跡を活用した地域振興についてご質問をいただきました。ご答弁させていただきます。

国の史跡指定に当たり、これまでの取り組み経過や国指定文化財としての位置付けについてお答えします。

史跡安宅氏城館跡は、中世に熊野水軍として活躍した安宅氏が築いた8か所の城館を指します。8か所の城館のうち、調査・研究が進んでいる5か所、安宅氏居館跡、八幡山城跡、中山城跡、土井城跡、要害山城跡の城館跡が国の指定文化財、史跡に指定されました。

安宅氏城館跡の国史跡の指定に向けた取り組みは、旧日置川町の町史編纂事業を通じた安宅荘における文化財の悉皆調査の実施から始まります。

平成14年度より継続的な発掘調査や測量調査が実施され、その調査結果は現地説明会やシンポジウム等で広く公開し、地域住民がふるさとの歴史に対する理解を深めることができる継続的な取り組みを行ってきました。このような中、白浜町は安宅氏に関わる文化財の総対的な保存活用のために、史跡指定に向けた取り組みを行い、令和2年3月10日に国史跡に指定され、今日に至っております。

次に、安宅氏城館跡の位置付けですが、熊野水軍である安宅氏が戦国時代に隣接する勢力との抗争の中で戦略的に城館を築城していた状況が確認でき、中世の熊野水軍の領域支配の様相の一端を示しているという特徴が第一です。また、ほかの熊野水軍の城館跡と比較して、卓越した規模、かつ良好に遺存し、それが相互に関連している様子が伺え、熊野水軍の存在形態を示す城館跡として、また貴重な史跡として位置づけられております。

○議 長

9番 辻君（登壇）

○9 番

ありがとうございます。このことは、大きく新聞記事等にも取り上げられていたと記憶してございます。

私の小さい頃から、近くにありますが八幡山城跡などにも登ったりしてございまして、非常に親しみのある城跡でもございます。改めて歴史的価値を認識するとともに、広くその存在が認められたと実感しているところでございます。本当にうれしいことです。こうした評価がされた背景には長年にわたって教育委員会が続けてこられました発掘調査、一般の方々を対象にした現地での説明会、また、専門家を招いての安宅氏にまつわる講演会といった地道な活動が今回の評価につながっているものと感じてございます。

今を生きる私たちはこれから貴重な文化財を後世にしっかりと伝えていく義務が課せられているのではないかと考えているところですが、これらの保存に向けての取組、また、計画がされているのか、また、令和3年に予定されてございます国民文化祭で、どのように城館群の情報を発信していくのかについて、その辺についてお伺いいたします。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

安宅氏城館跡の保存に向けての取り組みと令和3年に開催予定の国民文化祭について、お答えいたします。

貴重な歴史文化遺産であります安宅氏城館跡を適切に保存し、次世代へと確実に伝えてい

くため、安宅氏城館跡を保存活用するための方針などを定める史跡安宅氏城館跡保存活用計画を策定いたします。今年度は策定委員会を設けまして、第1回目の委員会を9月に開催してございます。今後さらに協議を進めまして、来年度の計画策定に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、来年度に開催されます国民文化祭におきましては、史跡安宅氏城館跡について、城跡、いわゆる「城跡を生かしたまちづくり」というテーマでシンポジウムを開催します。来訪者の歴史文化の認識を深めていただきまして、地域の魅力を広く発信します。また、史跡を巡り、現地に残る歴史の息吹を体感してもらえよう、ウォークイベントを開催し、同時に、これまで蓄積されてきた発掘調査成果を1か所に集めまして、展示し、紹介する予定としてございます。

安宅氏城館跡にとどまりませず、日置川流域の歴史資源に触れる機会を幅広く創出することによりまして、地域の人々が城跡群を身近な存在として捉える機会とし、史跡安宅氏城館跡の持続可能な保全と活用につなげてまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長

9番 辻君（登壇）

○9 番

国民文化祭でシンポジウムを開催する、また、ウォークイベント、発掘調査等々、紹介するというところでございます。これらの城館群は、地域の宝であるとともに、地域をPRできる資源であると思っております。これからは教育委員会では、現地調査はもとより様々な活動をされて、国の史跡としての価値を高めていただけるものと思っております。

これをどのように活用していくのか、こうしたことが次の課題になってくるのではないかとと思っております。

さて、日置川地域の久木地区には、我が国で初めて天然痘の予防ワクチンを開発した小山肆成生家跡があることは町長もご存じかと思っております。また、安居地区に江戸時代庄屋であった鈴木七右衛門が私財を投げうって地域のために完成させた暗渠と用水路が今もその姿を残してございます。その偉業を垣間見ることができます。記念碑も寺山の峠にあって、村を救い、高く評価されていたことが伺えます。

冒頭で触れて参りました安宅氏の城館群やこれらの地域に残る貴重な史跡をいかに活用していくか、これからの課題であると思っております。

日置川地域ではより高齢化が進み、寂れていくばかりで何か起爆剤となる取り組みを早急にする必要があると思っております。

地域を管轄する日置川事務所を中心に、こうした城館群や偉業を成し遂げた小山肆成、また鈴木七右衛門を用いて地域の活性化に取り組むことができないのかと思っている次第でございます。いかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま辻議員より、日置川事務所を中心に城館群や偉業を成し遂げた小山肆成、鈴木七右衛門重秋を用いた地域活性化に取り組むことができないかのご質問をいただきました。

高齢化が進む日置川地域で何か起爆剤が必要であるとの思いは強く持っておりますが、過疎問題や地域活性化に関しては、多くの過疎地域が日置川地域と同じ問題を抱えています。

そのような中、日置川地域では、地域活性化策として、徐々に成果が表れている取り組みがございます。1つは、日置川事務所に移住相談窓口を設け、地域外の方々が日置川地域に移住しやすい環境を整えています。平成18年度から令和元年度末までに524件の相談がありました。このうち移住希望者と面談を行ったのは158件、面談後に当地域へ移住されたのは、令和元年度末現在、18世帯24人、定着率は63%の実績がございます。次に、平成28年度より、地域おこし協力隊の事業を推進しておりますが、この事業は公募により、都市地域から過疎地域に生活の拠点を移した者を地域おこし協力隊として委嘱するものであり、現在、2名の隊員が、日置川地域に移住し、1名が志原海岸周辺部の活性化のため、もう1名は川添茶の振興を中心とした活動を行っております。今では地域の方々に地域おこし協力隊の活動が認知されており、地域の一員として貴重な存在となっております。来年1月からは、民泊、教育旅行の推進、誘致に関する活動をする隊員1名が、夫婦で移住してくることになっており、過疎対策、地域活性化の取り組みとしましては、成功例であると考えています。

今後、さらなる地域活性化策として、城館群や偉業を成し遂げた小山肆成や鈴木七右衛門重秋を用いることに関しまして、まずは、これらをどのように地域活性化につなげていくのか、人を呼び込める場所に変えていけるのか等、重要な課題として調査・研究をしまいる所存でございます。

○議 長

9番 辻君（登壇）

○9 番

ぜひ、こうした資源を活用して、地域に活気が出てくるような取り組みをお願いしたいと思っております。

私もできれば地域の人にとって自分たちが住んでいるすぐ近くに、このような貴重な史跡があることを知っていただきたいと思っております。例えば地域を管轄してございます日置川事務所を中心に、そうした組織や窓口づくり、さらには情報発信を行っていく、そういったソフト的な取り組みはできないのかということについて、ご答弁をいただきたいと思っております。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番外（日置川事務所長）

日置川事務所を中心に、組織や窓口づくり、さらに情報発信を行うといったソフト的な取り組みはできないものかのご質問をいただきました。後世に受け継いでいくためにも、地域の貴重な史跡などの価値を幅広い層の人々に知ってもらえるよう情報発信することは重要であると考えておりますので、史跡を所管する教育委員会と連携してソフト的な取り組み方法について研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

9番 辻君（登壇）

○9 番

後世に伝えていかなければならないという、地域の宝でもあると思ってございます。ぜひ少しでも前進できるように、日置川事務所長に取り組みをお願いしたいと思ってございます。

昨年11月に、ねりんピックが県下の市や町を舞台に開催されてございます。白浜町でも剣道、ソフトテニスの2競技が開催され、大いににぎわっていたと思ってございます。私も少しテニス会場のほうを見させていただきました。観光ミニツアーとして白浜の観光地を巡るプランと、志原海岸付近のジオパークを巡るプランがあったと記憶してございます。

日置川地域には、白浜にあるような観光施設や名所はあまりございませんが、自然美などを生かした地域外からの交流人口を増やすことは可能ではないかと思ってございます。こうした観点から言えば、今回の安宅氏の城館群、また、鈴木七右衛門が完成させた安居暗渠などを巡るプランづくりも、1つのアイデアとして考えられるのではないかと考えてございます。

最近では、大辺路街道に加えまして、古座街道の話も耳にしております。宇津木坂を越えまして、我が国で初めての天然痘の予防ワクチンを開発した小山肆成の生家跡や、私財を投げうっての地域のために灌漑用水を完成させた鈴木七右衛門、暗渠の周辺を巡って、国の史跡に指定された安宅氏の城館群を見ていただく。その後、また、リヴァージュ・スパひきがわでゆっくりとくつろいでいただく。宿泊してもらおう。リヴァージュの経営にもプラスになるかと思えます。日置川を縦横に巡る1つのトレッキングコースづくりにもなるのではないのでしょうか。日置川事務所でも、日頃から様々なことで観光への取り組みがなされていると思いますが、その辺りについてどのようなお考えを持っているのか、具体的にお答えいただければと思います。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

安宅氏の城館群や鈴木七右衛門重秋が完成させた安居暗渠などを巡るプランづくりや、城館群などを見ていただいた後、リヴァージュ・スパひきがわで宿泊してもらおうことなど、観光への取り組みに関する質問をいただきました。

将来的には史跡等を巡った後、リヴァージュ・スパひきがわで宿泊してもらおうことや、日置川を縦横に巡る1つのトレッキングコースづくりにもつながれば、交流人口の増加が期待できますので、地域活性化策として有効なものであると考えますが、現状は、安宅氏の城館群や安居暗渠、古座街道、小山肆成の生家跡を訪れている方をあまり見かけない状況であります。まずは、先ほど申し上げましたが、地域の貴重な史跡などの価値を幅広い層の人々に知ってもらえるような情報発信をすることが重要であると考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

9番 辻君（登壇）

○9 番

これから取り組んでいくという理解をしておきます。こうしたことは具体的なプランを考えださないと、前にはなかなか進まないかなと思ってございます。これも現実でございます。特に今回の安宅氏の城館群の国史跡の指定は本当にめったにないチャンスだと思ってござい

ます。その辺り、少し遅いかもかもしれませんが、日置川事務所でもなんとか令和3年度当初予算に向けて、何か活性化につながる施策整備を考えてほしいと思っております。予算づけをお願いしたいと思います。その辺りは予算についていかがですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番外（日置川事務所長）

予算につきましては、史跡等を活用した地域活性化策など、今後様々な取組を実施する際に、予算計上を考えていきます。国史跡であります安宅氏城館跡の施設整備に関しましては、所管する教育委員会と連携して取り組んでまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議 長

9番 辻君（登壇）

○9番

幸いにも日置川地域には、地域の遺産や自然を守って生かそうとする団体もございます。まず南紀州交流公社、そしてまた日置川歴史クラブなどがその代表だと思っております。そうした方々と行政が連携を取りながら、どのようにこうした史跡を活用していくのかについて、地域外の方にいかに興味を持っていただくのかということ、こうしたことを考えなければならぬと思っております。体験型観光などに取り入れる形で新たなプランづくりもできるのではないのでしょうか。

民間だけでも行政だけでもなく、両者が知恵を出し合って取り組まないと、前にはなかなか進まない課題であると思っております。その辺りについて、ご答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番外（日置川事務所長）

民間と行政が知恵を出し合い、取り組んでいくということに関しましては、日置川地域では、今年度南紀州交流公社や日置川歴史クラブを含め、様々な分野の民間有志の方々に複数回お集まりいただき、地域振興策について協議させていただいております。この協議で、皆様からいただいた貴重なご意見を、今後、作成予定の新たな過疎地域自立促進計画に取り入れ、地域振興につなげていきたいと考えております。

今後も住民の皆様のご意見をいただきながら、地域振興に取り組んでまいります。

以上です。

○議 長

9番 辻君（登壇）

○9番

今回の安宅氏城館群の国史跡の指定に関することにつきましては、旧日置川町時代からの取り組みを継承された。そしてまた、白浜町教育委員会の地道な取り組みや地域の理解、支援といったことが実った結果だと思っております。教育委員会には、さらに、調査を進めていただくとともに、地域の貴重な資産としても整備、保存に努められるのだろうと思っております。

一方で、先ほどからの質問とも重複いたしますが、地域の課題はこれからいかに日置川地域の魅力あるスポットとして、これから日置川地域にある歴史跡を活用していくのか、今す

ぐにでも考えていかなければならないと思っております。

地域を活性化させる起爆剤として、官民を問わず、一堂に集まって知恵を出し合って考える、そうした場所や機会が必要になってくるのではないかとと思っております。

また、地域の団体や住民にも呼びかけたいと思っておりますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

地域を活性化させる起爆剤として官民を問わず一堂に集まり知恵を出し合って考えるということに関しましては、どうすれば史跡等を地域の魅力あるスポットに変えていけるのかや、整備の在り方、保存方法について、地域の団体や住民のご意見等を反映させていけるよう、今後とも教育委員会と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

9番 辻君（登壇）

○9 番

前向きな答弁ありがとうございます。大変安心いたしました。また、今後、進捗なども教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

最後に、白浜町には、円月島、白良浜、そして三段壁、さらに歴史ある白浜温泉、湯治の湯として有名な椿温泉など、ほかの町にはない、負けない名勝、歴史、文化がたくさんございます。

今回、日置川地域において数百年の時間を経た城館群を国史跡として指定されました。

また、和歌山県の医学界で、北の青洲、また、南の蓬洲と評価されている小山肆成など、これ以外にも探せば全国に発信できる歴史がまだまだ日置川地域にも眠っていると思っております。こうしたものを活用すれば、白浜町の歴史や文化はさらに厚みを増し、歴史あるまちへと歩むことになろうかと思っております。

先だって、11月27日、北富田小学校の出前授業がございました。民報の中で、郷土の偉人を誇りにということ載ってございましたけど、小山肆成さんを取り上げていただいております。講師を務めていたのが、立谷誠一さん、実行委員長ということで、肆成は1807年に久木村の小山家の4男として生まれ、京都で医学を学んで医師となって、朝昼晩と研究に没頭したということでございます。ワクチンの開発に当たっては、家宝の刀、家財を売り払って実験用の牛を購入したと。そして、最初に妻に試したことなどを挙げてございました。天然痘、また疱瘡は、人類を一番苦しめた感染症、そのワクチンを日本で初めて開発に成功し、民衆を守った人がこの地域にいるのだという誇りを持ってほしいということで、講義があったと記憶しております。

さらに、天然痘についてはベートーベンの耳が聞こえなくなったというのもそうかとお聞きしております。また、伊達政宗が片方の目が不自由になったこと、これも後遺症であったように伺っております。また、戦争にも使われたという歴史があるようでございます。

今回のこの国の史跡に指定された城館群、小山肆成、それから鈴木七右衛門の偉業などをどのように日置川地域の歴史や観光資源として活用していくのか、これらのことについて、具体的な取り組みについて、最後に町長のほうからご答弁を賜りたいと思っております。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番外(町長)

国の史跡に指定された城館群や小山肆成、それから鈴木七右衛門重秋の偉業などをどのように日置川地域の歴史、観光資源として活用していくのかとのご質問をいただきました。

このことに関しましては、まずは、国の史跡に指定された城館群や小山肆成、それから鈴木七右衛門重明の偉業など、日置川地域の歴史を、幅広い層の人々に知ってもらえるよう情報を発信すること、併せて訪れやすい環境整備も必要になると考えております。日置川地域の歴史的な場所をどのように情報発信し、環境整備をすれば、観光資源として人を呼び込める場所に変えていけるのかを、他の地域で実践していることを調査・研究し、地域の皆様にもご意見をいただきながら、日置川地域の活性化につながる取り組みを進めてまいります。

また、来年度以降の過疎対策事業に関しましては、日置川事務所には、地域の意見を取り入れた新たな過疎地域自立促進計画を作成するよう指示しており、現在、日置川地域で必要な事業の取りまとめ作業を行っているところであります。日置川地域においては、この新たな過疎地域自立促進計画に基づき、必要な事業を着実に実行することが地域活性化につながる1つの取り組みであると考えております。地域活性化の取り組みは短時間で成果を出すことは大変難しい課題でございますが、可能な限り地域の皆様方の声を反映させた取り組みを進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長

9番 辻君(登壇)

○9番

日置川地域の歴史と文化の資料館であったり、また、白浜町全体の資料館、そういったことも今後検討していただければというふうに思っております。終わります。

○議長

以上で、日置川地域の歴史・文化についての質問は終わりました。

次に、白浜町健康交流拠点施設についての質問を許可します。

9番 辻君(登壇)

○9番

それでは、白浜町健康交流拠点施設リヴァージュ・スパひきがわの老朽化に伴う施設改修について、少し質問してまいります。

当該施設の前身である国民宿舎ふるさとは、昭和42年に建築され、日置川地域の中心的な施設として幅広く利用されてきましたが、老朽化が顕著となって、また構造的にも宿泊者のニーズにマッチしていない状況から、利用者離れが進みました。このような状況から、各種団体や地域住民から活性化につながる交流施設としての建て替え要望が強くなりました。その熱意によって、旧日置川町の最重要課題として取り組み、過疎地域自立促進のための戦略的かつ重要な重点的なプロジェクト事業によって、総事業費約13億2,000万円をかけて、平成14年度から平成15年度の継続事業として建築したものでございます。今では、テニスの合宿、また、日置川地域に観光で訪れていただいた方々の主要な宿泊施設として、また、町民の交流拠点として欠かすことのできない重要な施設となっております。

私もリヴァージュ・スパひきがわをよく利用します。特に温泉は町外からの利用者も多く幅広い年齢層に利用されてございます。平成18年にメルコリゾートサービス株式会社に指

定管理し、経営を委ねておりますが、昨年のコロナ禍の中、現状はどうかということについてお伺いしたいと思います。

○議 長

辻君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

ただいま辻議員より、コロナ禍の中、リヴァージュ・スパひきがわの現状について、ご質問をいただきました。

リヴァージュ・スパひきがわの前身であります国民宿舍ふるさとは、議員ご指摘のとおり、旧日置川町が町内各団体や地域住民からの地域活性化につながる交流施設として建て替えが必要だとの要望を受け、最重要課題として総事業費13億円を超える大変大きな事業に取り組んだ結果、完成した施設であります。今では、日置川地域の主要な宿泊施設としてや町民の健康交流拠点として、多くの皆様にご利用いただいている施設であることは、十分皆様もご認識のことと思います。しかし、紀勢自動車道の南進化に伴いまして、国道42号線の交通量が減り、集客が非常に難しい中で、昨今のコロナ禍で先が見えない現状ですが、指定管理者であるメルコリゾートサービス株式会社様には、令和3年度から令和7年度の5年間、変更協定を締結し、経営を続けていただく方向で協議をしております。

○議 長

9番 辻君（登壇）

○9 番

施設の老朽化が気になるころですが、リヴァージュ・スパひきがわの施設状況はいかがか、施設の修繕費は年間どのくらいあるのか、また、浴場からの漏水、空調設備の修繕など9月の全協でも説明されてございました。いつ、修繕工事がされるのでしょうか、その辺についてお伺いいたします。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

ただいま辻議員より、リヴァージュ・スパひきがわの年間施設修繕費についてご質問をいただきました。

施設の修繕費については、平成18年度から令和元年度の過去14年間で見ると、町、指定管理者合わせまして、年平均額約700万円となっております。平成25年度以降ですが、老朽化や塩害に伴う施設の修繕工事が目立つ結果となっております。

リヴァージュ・スパひきがわの施設修繕に関しまして、浴場からの漏水が一番大きな課題となっております。来年度、議会の承認をいただければ、漏水箇所と考えられる浴場の修繕工事を行いたいと考えております。漏水対策工事以外にも、空調設備など修繕に多額の費用が必要となることから、一括した全面改修の実施は困難な状況でありますので、施設の利用者の安全面を最優先に考えながら、効率的、効果的な維持管理や修繕工事を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

9番 辻君（登壇）

○9 番

浴場からの漏水が大きな課題であるということでございます。

リヴァージュ・スパひきがわは地域の憩いの場となっております。浴場施設改修工事をぜひお願いするとともに、他の部分も修繕計画を立てて、順次行っていただくよう、お願いをいたしまして、リヴァージュ・スパひきがわの質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議 長

それでは、「白浜町健康交流拠点施設について」の質問を終わります。

以上をもって、辻君の一般質問は終わりました。

休憩します。

(休憩 10 時 40 分 再開 10 時 48 分)

○議 長

再開します。

通告順 2 番、7 番 小森君の一般質問を許可します。

小森君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は45分でございます。質問事項は、1つとして、中山間地域における救急医療体制（ドクターヘリ、救急防災ヘリポート）、2つとして、林道整備と森林整備事業構想であります。

初めに、中山間地域における救急医療体制（ドクターヘリ、救急防災ヘリポート）の質問を許可します。

7 番 小森君（登壇）

○7 番

7 番 小森です。ただいま議長の許可をいただきましたので、これから私の一般質問を始めさせていただきます。それでは、本日マスクを取らせていただきます。

それでは、1 番の中山間地域における救急医療体制（ドクターヘリ及び救急防災ヘリポート）という形で質問を始めさせていただきます。

本日は、中山間地域における救急医療体制、ここでは主にドクターヘリ及び救急防災ヘリポート整備事業に関連した一般質問を、これから述べさせていただきます。

空飛ぶ救急救命士と呼ばれるドクターヘリは、1980年代初頭、国内で初めて岡山県にある川崎医科大学付属病院に配備されたと言われております。国は、1999年6月、救急医療用ヘリコプターを用いた救命医療の確保に関する特別措置法の成立、施行に基づき、同年10月から2000年3月までの国の試行的事業を経て、その同年4月より、本格運行が開始されてきたと、そういう経緯が今日まであります。

和歌山県では、2002年、平成14年にドクターヘリの導入が決定し、翌2003年平成15年1月より、和歌山県立医科大学内高度救命救急センターに配備されました。昨年の記録ですけれども、2019年度に至るまで約6,500件の総出動件数が記録されています。

厚生労働省は、ドクターヘリを配備する在り方として、本来、救命救急センターへの陸路による輸送時間が30分（ヘリの飛行距離で50キロメートルから70キロメートル相当）を超える地域の人口が比較的多い場合には、ドクターヘリの配備について検討する必要があると記しております。また、人口規模の小さい離島やへき地等については、個々の地理的な状況等にも配慮して、検討する必要があると定めています。

本県では、そうした配備の在り方に従い、奈良県と三重県との共同運行を形成した経緯もあって、導入当初から半径100キロメートル圏内を想定し、運用されてきました。つまり、県立医科大学のドクターヘリ基地から奈良県南部や三重県南部を含める和歌山県全域をカバーしていることに至るのであります。主な所要時間は、ドクターヘリ基地からこの近辺で言いますと、田辺市までは片道15分、そして我が町白浜町は片道20分で到着いたします。

そこでこうしたドクターヘリに関する質問を述べさせていただいた理由には、先日、中山間地域に位置する日置川流域の玉伝地区、大地区、宇津木地区、小川地区、城地区、河原谷地区の区長たちが、当地域におけるドクターヘリの離着陸場の必要性を訴えたことに遡るのであります。令和2年10月末現在、この地域の住民登録数は122名です。そのうち65歳以上の方々は72名おり、高齢者の割合は約67%を占めています。白浜町全体の高齢化率は約39%、旧日置川町内でも約51%であることを考えれば、この数値は非常に突出していると言えることではないでしょうか。

今年、白浜町消防本部と田辺市消防本部（上富田消防署）において人事交流に関する新たな協定書が交わされました。それは、消防力の向上及び維持ができるよう、この地域の救急医療体制の整備がそうした中で進められてきたことでもあります。そういうこともあって、この当地域の住民たちもそのような取り組みに対しては日々感謝を覚え、本当に心強いと口々に申しておられます。しかしながら、今後、さらに高齢化が進んでいけば、より高度な救急医療が必要となり、搬送時間の短縮もますます求められてくることではないでしょうか。

そこでまず初めに、住民の暮らしの安全・安心を基本としてこのような中山間地域の救急医療体制の整備を充実させていく、それが今後より一層高まってくると考えられるわけでありましても、当局はこうしたへき地における救急医療体制並びにへき地防災対策に対して、どのような見解、対応を考えておられることでありましようか、まず初めにお伺いいたします。

○議 長

小森君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま小森議員から、中山間部の過疎地域における救急医療の体制整備に関する見解、対応について、ご質問をいただきました。

総合医療機関から離隔した中山間部においては、状況により、また搬送先により、救急車による患者搬送の所要時間が長くなる課題があります。このため、地域ごとの医療施設の確保や複数の患者搬送手段の確保は重要と考えます。地域医療施設としてはまゆう病院、西富田クリニック、日置川、川添及び三舞診療所が運営されていますが、併せて重症患者の緊急搬送手段としてのドクターヘリもすでに運用しています。

また、県防災航空センターは、南紀白浜空港を拠点としています。議員ご承知のとおり、ドクターヘリや防災ヘリの離発着は、飛行場、場外離着陸場及び臨時離着陸場になりますが、事前の場外離発着場の指定に当たっては、航空法により安全上の基準が示されており、それをクリアしなければならない課題があります。

今後も、中山間部の救急搬送や防災対応上、場外離着陸場の指定維持または増加のための整備を継続していかなければならないと考えますが、その整備要領については検討課題と考

えます。

○議 長

7番 小森君（登壇）

○7 番

以前、同僚議員が玉伝地区内におけるドクターヘリの離着陸場に関する質問を提言されておられました。そのときは、旧玉伝小学校跡地の利用についてでありましたけども、その場所は地理的形状から判別して、ヘリコプターの離着陸場としては非常に難しいということでありました。その後、同地区内におけるドクターヘリの離着陸場の必要性を訴えた区長たちは、ほかの場所を探し求め続けてきたわけであります。

新たに要望したドクターヘリの離着陸場に関しましては、同地区内にある耕作放棄地であります。当初は、その耕作放棄地の整備に関する要望でありましたけども、幸いにもここ3年間は当地域で設備工事をしている民間会社が年数回ご厚意で整備をしてくださっております。しかしながら、それ以後、高齢化が進む当地域の住民たちだけで完備していくということは、非常に困難であり、できることなら当局で管理していただける方法はないだろうか、そういう最初のいきさつであったわけであります。

そこで、私は当地域の事情を鑑み、今後、高齢化と過疎化がますます進むこうした中山間地域の救急医療体制を構築していかなければならない。だとしたならば、耕作放棄地のような土地を町で買い取り、そこへ専用のヘリポートを整備することで、地域住民の安心・安全をさらに守っていくことへとつながっていくのではないかと、そのように強く望むのでありますけども、当局の見解をお願いいたします。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

おはようございます。小森議員から、新たにドクターヘリの臨時離着陸場に指定された玉伝地区集会所東側休耕田地域の整備についてのご質問をいただきました。

玉伝地区集会所東側休耕田地域は、消防本部に確認したところ、現在臨時離着陸場に指定され、運用されており、緊急時には機長の判断により離着陸が可能となっております。現状でも主要目的は達成していますので、現状、議員ご指摘の民有地購入及びヘリポートとしての整備をしなくても対応できると考えていますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

以上です。

○議 長

7番 小森君（登壇）

○7 番

今の答弁に関連してですけども、確かに現状でも臨時離着陸場としては主要目的は十分達成されていますが、高齢化が著しいこの地域の今後を想定していきますと、やはり現在の休耕田の管理については、大変難しいことが予想されることでもあります。

元来、この地域は辺地対策事業債の対象地域でもありまして、辺地債には、辺地とそのほかの地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的として行われる公共施設の整備や情報通信基盤整備等に対して充当されると記されております。消防施設等にも使用できるということですが、こうした補助金を活用できないことでありましょ

うか。当局の答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

議員がおっしゃるとおり、当地域におきましては、過疎対策事業債や辺地事業債の活用できる地域ではございます。議員ご承知のとおり、令和3年度から新たな過疎事業自立促進計画を作成しなければなりません、今のところ、国・県からの具体的な方向性が出されていない状況でございます。

辺地対策事業債に関しましては、専用のヘリポートの整備に活用できることは可能となっております。

以上です。

○議 長

7番 小森君（登壇）

○7 番

専用のヘリポートを整備するというのは、実はドクターヘリの離発着だけを想定しているわけではないということでもあります。近年、大型台風が襲来するたびに、河川の増水による水害や土砂災害が懸念されています。当地域の生活道路と言っても間違いではありませんが、幹線道路である県道日置川大塔線や、県道36号上富田すさみ線が、ひとたび土砂災害等が起こってしまえばどうでしょうか。この地域の住民の生活道路は遮断され、さらには孤立化してしまう場合も大いに想定されてきます。だからこそ、そうした場合も想定して、救急防災ヘリも同時に離着陸できるようになれば、この地域の住民の暮らし全般を守ることに、さらには防災活動にも大いに寄与することになるのではないのでしょうか。当局の答弁をよろしくお願いいたします。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

ドクターヘリコプター、防災ヘリコプターの併用できる離発着場についてご質問をいただきました。

議員ご承知のとおり、和歌山県では、和歌山県立医科大学付属病院を拠点としたドクターヘリコプターと、南紀白浜空港に基地を置いた防災ヘリコプターの2機を保有してございます。白浜町内では、離発着できる場所としまして、白浜町地域防災計画の中で、空港を含めた場外離着陸場と臨時着陸場、合わせて14か所が指定してございます。また、指定場所以外にも、災害時においては、機長の判断でどこにでも離着陸ができ、防災ヘリコプターには、離着陸場がない場所での救助活動や物資搬送ができるホイスト装置の装備もございます。しかしながら、ドクターヘリでの急患搬送の対応などは、離着陸する場所が必要でございます。玉伝地区集会所東側休耕田につきましては、今年度、ドクターヘリが離発着できる臨時着陸場として登録されまして、中山間地域での救急医療体制は以前より一歩前進したものと考えております。ドクターヘリコプター、防災ヘリコプターが同時に離発着できる、通称ヘリポートと言われるような場外離着陸場の整備には、広い土地と周辺に離着陸に障害となる工作物がないこと、また、将来にわたって設置されないことなどの条件が必要で、課題も多いと

考えております。

今後においても、中山間地域での場外離着陸場指定の調査、取り組みは継続したいと考えてございます。

○議 長

7番 小森君（登壇）

○7 番

さて、ドクターヘリ、防災ヘリの離着陸場でありますけども、現在申請されている臨時離着陸場は、河川側に位置しております。県道上富田すさみ線よりも低地に位置しております。当然、かさ上げ等々の対策は今後必要になってくるかもしれません。そこで、現在、庄川久木線をはじめ、紀勢道高速バイパスの南進工事等により、多くの残土が考えられます。そのような残土を用いて、有効に用いて対応することができるのであるならば、このヘリポートというのも初期費用も非常に低額で済むことではないでしょうか。

また、令和3年4月より、総務課内にあります危機管理室が地域防災課として新たな歩みを始めます。それは、昨今の大規模災害等を踏まえての対処であるということはいうまでもありませんが、同時に、地域住民の安心・安全を第一に考えて地域防災課というのを新たに設置することに至ったと思うのです。だとするならば、白浜町として、町土、町の土地の約80%を山林が占めているこうした中山間地域、へき地地域への救急医療体制並びにへき地防災対策等として、より一層今後取り組んでいかなければならないのではないのでしょうか。

私はそうした取り組みを通して、白浜町が和歌山県全体のへき地の救急医療体制や防災対策の先進地となり、ほかの市町村へも大いに寄与していくことにつながるのではないかと考えているわけであります。

最後に、改めてこうした中山間地域における救急医療体制並びにへき地防災対策について、当局はどのような見解、構想を持っておられるのか、お伺いさせていただきます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

小森議員から、中山間部における将来的な救急医療体制及び過疎地域の防災対策についてご質問をいただきました。

先ほども答弁したとおり、地域ごとの医療施設の確保や複数の患者搬送手段の確保に合わせ大規模災害時の防災対策対応も重要と考えております。

併せて、消防長が答弁したとおり、救急搬送や防災ヘリ運用の体制構築のため、町内には南紀白浜空港のほかに、臨時離着陸場及び場外離着陸場が登録されていますが、中山間部におけるへき地医療や防災対策は様々な課題があると認識しています。

特にドクターヘリは和歌山市の県立医大が拠点であり、紀南地域にヘリの活動拠点、できれば白浜町内に整備されたヘリポートがあり、救急医療、災害対応等に使用できることが理想ですが、現状の体制では困難であると思慮いたします。

しかしながら、議員ご指摘のヘリポート整備対策も踏まえ、地域住民の人命を預かる町として将来を見据え、新たな取り組みをしていかなければいけないと考えております。たとえ一歩ずつでも、人命保護を第一義として課題解消のための対策を講じていく必要があると考えております。

○議 長

7番 小森君（登壇）

○7 番

今の答弁に併せてもう1問だけ質問させていただきます。

こうした取り組みに対して、私は1つお願いがあります。ぜひ井澗町長が来年でも構いませんが、一度いい時期に、この中山間地域の区長たちと一席設けていただいて、へき地の救急医療体制等の諸課題や対策について、協議していただける場をつくっていただきたいと、そのように強く願いますけれども、どうでしょうか。当局の答弁をよろしく願いいたします。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

住民と話し合う機会は必要であります。過疎地の救急医療体制の充実や防災対策は重要な課題でありますから、地元との協議の機会を担当部署も踏まえて調整したいと考えております。

○議 長

7番 小森君（登壇）

○7 番

この質問に関しましては、終わります。

○議 長

以上で、中山間地域における救急医療体制（ドクターヘリ、救急防災ヘリポート）の質問は終わりました。

次に、2点目の林道整備と森林整備事業構想の質問を許可します。

7番 小森君（登壇）

○7 番

2番目の質問は、林道整備と森林整備事業関連についてであります。

まず初めに、第2次白浜町長期総合計画の「農林水産業の振興」という項目には、次のような文章が記されています。

林業においても、近年、木材需要の低迷や林業従事者の高齢化と後継者不足など、林業経営の経営は極めて厳しい状況となっています。しかし、国土保全や水資源の涵養、生活環境の保全など、森林の果たす役割は大きく、今後も住民生活の安定に向けた森林の維持管理を進める必要があります。また、本町の林野面積は町土の約8割を占めていますが、山間地域の過疎化や高齢化の進展により、維持管理が十分に行われていない状況にあります。近年の林業経営や従来の生産性重視から、環境保全機能重視へと変わりつつあり、この変化に対応するため、山林の保育、間伐を適正に実施していくことが重要であります云々と明記されています。

つまり、これが白浜町における今後の林業施策の方向性であると言っても間違いではないでしょう。しかしながら、実際の山林は、毎年襲来する大型台風等による大規模災害により、町内の多くの林道は、もはや修繕がなされていない状態のまま放置されている箇所が多くあります。

1つ実例を申し上げますと、旧日置川地域の城地区には、城向橋から山林へと続く林道が

ありますが、その道を二、三百メートル奥へと進んでいきますと、10年前の大規模災害により、林道に倒木が横たわった状態のまま放置されています。もはや林道の原型をなしていない状況となっていると。私は先日ちょっと見に行きました。そういう状況になっておりました。恐らく町内の多くの林道では、同じような状態となっている箇所が少なくはないかもしれません。

したがって、このような状態であれば、山林の管理は行き届かず、先ほど申したように、山林の保育や間伐が適正に実施されていない状況となってしまうことになるのではないのでしょうか。また、従来の生産性重視から、環境保全機能重視へと変わりつつあるという町の方針にも逆行していることになるのではないのでしょうか。

そこでこのような状況を踏まえ、当局はどのように受け止めておられるのか、また、今後どのような対応や対策を考えておられることでしょうか、当局の答弁をよろしく願いいたします。

○議 長

小森君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

小森議員から、林道整備と環境保全対策について、ご質問をいただきました。

白浜町の林業を取り巻く情勢は、木材需要の減少、林業従事者の高齢化、担い手不足、木材価格の低迷等により、厳しさを増しています。このような中で、公益的機能に優れた健全な森林を育成するためには、人工林の間伐推進、天然林の整備など、林業振興と山村振興を図るため、適切な森林施業を計画的に実施して、林業経営可能な山づくりを目標に、森林資源の維持造成を図るとともに、森林の有する多目的機能の総合発揮に努める必要があるとの考えから、第2次白浜町長期総合計画にも、その旨をうたったところです。

ご質問の災害復旧がなされず放置している状況への町の考え、対応、対策については、担当課長よりご説明申し上げます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

議員からご質問いただきました、災害復旧がなされず、放置している状況を踏まえ、町はどのように受け止めているのか、今後、どのような対策や対応を考えているのかという点について、答弁させていただきます。

白浜町が管理している林道は、延長約67キロメートルございまして、毎年襲来する大型台風や集中豪雨により、町内の多くの林道が被災しています。その都度国庫補助災害復旧事業及び町単独災害復旧事業等で対応してきましたが、近年は全く追いつかない状況となっており、森林組合及び林業経営体とも協議をしながら施業車両の通行に支障がある所から優先的に復旧せざるを得ないというような現状でございます。

事例として提示していただきました箇所につきましては、平成23年の紀伊半島大水害で進入口が破損したため、その奥の確認ができなかったことから、その後の豪雨などでさらに被害が大きくなったものと推察しておりますが、ご指摘のとおり、林道の原形をなしていないような状態でございますので、森林組合及び林業経営体とも協議をしながらできるところ

から速やかに改修していきたいと考えております。

○議 長

7番 小森君（登壇）

○7 番

昨今、山林に関する整備事業及び保全管理に取り組む財源は、全国のどの市町村を見渡しましても決してそう多くはありません。どの市町村におきましても、厳しい財政事業の中で取り組んでいることだと思われまます。白浜町の林道整備事業に関しましても、そうした状況の中で少しずつではありますけども、取り組んでおられることと推察いたします。

しかしながら、山林の環境保全機能が著しく低下し続けるということを想定してみると、どうでしょうか。例えば大型台風の襲来による大規模災害等が毎年全国的に危惧されている中、山林の治水機能が弱体化し、大規模な山崩れや土砂災害による二次災害が発生してしまう。そういうことも十分に考えられるわけでありまます。特に日置川流域には、日置川をはじめ河川の支流が多く点在しています。そこに土砂が流れ込み、その山麓、麓に住む住民の生活をもしかしたら脅かしてしまう、そういうことになってしまうことも十分に考えられるわけでありまます。

したがって、林道の整備事業に取り組むことで、山林の環境保全対策を講じることができるとすれば、それはそれですばらしいことではないでしょうか。

林野庁では、毎年、森林資源循環利用林道整備事業及び林業専用道整備事業という補助金があります。また、全国の市町村単位でも、補助金を捻出し、何とか林道整備に取り組んでいこうと、そうしている自治体も、自治体の事例も多数あります。

そこで、白浜町は、このような補助金の活用等を通して、積極的に林道整備に取り組む必要があるのではないかと思うのですが、どうでしょうか、当局の答弁をよろしく願いいたします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

補助金の活用等を通じた林道整備について答弁させていただきます。

ご提示いただきました森林資源循環利用林道整備事業とは、生産基盤強化区域内等において、路網ネットワークを重点的に整備するため、地方公共団体等による基幹となる林業生産基盤整備道等の整備を支援する制度、林業専用道整備事業とは、地方公共団体等による10トン積み程度のトラックや大型の林業用車両の走行を想定した公道を有し、林内の輸送の中核的な役割を果たす林業専用道等の整備を支援する制度で、主な支援対象者はいずれも都道府県、市町村、森林組合となっております。

補助金の活用等を通じて積極的に林道整備に取り組む必要性があるのではないかのご意見につきましては、全くそのとおりだと思いますが、このような補助金を活用するには、費用対効果を数値で示した上でなければ活用できず、白浜町内ではなかなかこれをクリアすることが難しいというのが現状です。

私がこの課に来てからも、新規の林道を通すのにこれらの補助金の活用を検討したのですが、先ほども申し上げました費用対効果という点から、補助金の対象にはならず、町単独で1キロメートル当たり2億円の費用が必要だというようなことで、見送らざるを得なかった

という案件もございました。

ただ、現在町として新規の林道開設事業の計画は持ってございませんが、県、町と大辺路森林組合が協議を行い、昨年度から大辺路森林組合が事業主体となって延長約5キロメートルの林道の開設を進めております。

また、今年度から、県費補助の生活の道機能向上補助金を活用し、市鹿野から古座川町、すさみ町へ連絡する主要道となる林道將軍川線において、経年劣化及び路面を流れる雨水の浸水により決壊した路肩の復旧を行う予定であり、さらに令和3年度から4か年計画で、国庫補助の農山漁村地域整備交付金を活用し、老朽化による舗装の劣化が著しく通行に支障を来している部分の復旧についても協議してございます。

今後も費用対効果という点も考慮しながら、必要な林道整備に努めていきたいと考えているところです。

○議 長

7番 小森君（登壇）

○7 番

これまで、山林の環境保全や林道整備事業に関する分野について質問してきましたけども、最も大切な視点は、自分たちの町の山林をどのようにつくっていくのか、あるいはどのように守っていくのかということを最後に質問させていただきます。

隣町の田辺市では、去る10月、田辺市森づくり構想策定等委員会を設置し、市が総合的かつ計画的に森づくりを推進していくための指針となる森づくり構想と施策を講じる運びとなりました。この委員会は、森林経営管理制度及び森林環境譲与税の創設を契機として、市としての森づくりの在り方、方針を定める必要があると判断したことから発足されたそうです。ちなみに田辺市の場合、広大な山林を有していることから、全国で4番目に多い譲与税約3億5,000万円が納付されています。白浜町は恐らく5,000万円ぐらいでありましょうか。

重要な視点は、この森づくり構想策定等委員会を設置した根拠には、これからの50年後、100年後を見据えて、将来自分たちの町の森林、山村をどのような姿にしていくかということの本委員会の中核に定めて、必要な政策や施策の方向性を審議するということでもあります。

私はこのような取り組みに際して、これまで林道整備や山林の環境保全という小さな視点でしか捉えていませんでしたが、大切なことは自分たちの町の森林を、山村を将来どのようにつくっていくのか、守っていくのかという構想を定める必要があるのではないかと気づかされたわけでもあります。

何度も言っているように、白浜町の町土の約80%が山林で覆われています。特に旧日置川町は林業とともに歩んできた歴史が刻々と刻まれています。

そこで、白浜町は将来に向けて、自分たちの町の山林をどのように捉えていることでしょうか。そのような取り組みが生まれてくると、林道の整備事業や山林の環境保全に対する施策や政策もより充実してくるようになり、より深まってくるように思われるのですけれども、最後に、当局の答弁をよろしく願いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

町の将来に向けた山林の捉え方について、ご質問をいただきました。

森林の持つ水源の涵養、土砂の流出、崩壊防止、及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高まってきていることから、当町におきましても、公益的機能に優れた健全な森林を育成するために、適切な森林施業を計画的に実施し、林業経営可能な山づくりを目標とした森林資源の維持造成を図るとともに、森林の有する多目的機能を発揮させることが必要であり、現在の森林資源状況を考慮すると、今後の目標は、適地の減少等に伴い、拡大造林は望めないことから、保育、間伐を適正に実施していくことが重要であると考えています。

当町における今年度の森林環境譲与税の配付予定額は約3,200万円となっており、県からは、最終的には5,150万円程度になると聞いておりますが、この森林環境譲与税を財源として、国が示す森林経営管理制度に基づく将来的な間伐等の森林整備に向け、現在、その準備を進めているところでございます。

今年度の事業としましては、白浜町内に山林を所有されている方に対し、今後の山林管理の意向を確認するためのアンケート調査を行いました。送付件数に対する有効回答率は7割を超え、山林に対する関心の高さは伺えたものの、間伐等の山林管理を行えていないと回答された方は5割を超えており、将来的に見ると山林管理を行うことが困難だと感じている方が多かったと認識してございます。

来年度以降は、アンケート調査結果を基礎資料とし、集積計画を作成し、林業の経営が成り立つところは林業事業体への再委託を、成り立たないところは森林環境譲与税を活用し、町自らが森林整備を行える体制を確立させていくことで、林道の整備事業や山林の環境保全に対する取り組みを充実させていきたいと考えております。

○議 長

7番 小森君（登壇）

○7 番

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議 長

林道整備と森林整備事業構想の質問は終わりました。

以上をもって、小森君の一般質問は終わりました。

休憩します。

（休憩 11時30分 再開 12時56分）

○議 長

再開します。

南議会運営委員長から報告を願います。

6番 議会運営委員長 南君（登壇）

○6 番

休憩中の議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

本日は、8番 丸本議員まで一般質問を行い、その後、散会することになりましたので、ご了承をいただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。

引き続き一般質問を行います。

通告順 3番、3番 廣畑君の一般質問を許可します。

廣畑君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は30分でございます。質問事項は、1つとして、新型コロナについて、2つとして、病院の送迎バスについて、3つとして、景観保全と農業であります。

初めに、新型コロナについての質問を許可します。

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

それでは、一般質問をさせていただきます。

新型コロナについてということです。

新型コロナの第3波が急拡大して今までよりも大きな波長となって拡大しています。北海道、東京、大阪などでは過去最高の感染者や死亡者数となっています。今朝、インターネットを見たんですけれども、和歌山県内でも紀北で県立医大付属紀北分院の看護師さんらが16例目のクラスターの集団感染というふうなことで、県は認定をしております。質問通告をしたのは1週間ほど前なんですけれども、こうしたことがどんどん広がってきておるということでもあります。ちょっと遡りまして、11月26日に和歌山県発表の報告では、田辺保健所管内在住の方が陽性、この方は11月20日に濃厚接触者として検体採取され、結果は陰性であった方です。12月2日、地方紙の速報によりますと、県内で9名感染、田辺保健所管内でも感染者が確認されたと和歌山県が発表してございます。

日本感染症学会理事長で政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の舘田先生は、今回の第3波はウイルスが市中に広がり、友達との会食、あるいは職場、合宿所、家庭など、クラスターが多様なところから発生している。クラスターが発生すると重症化につながる病院、高齢者施設などの職員や利用者に重点的にPCR検査を実施して、病院や高齢者施設からの重症化を防ぐため、検査の実施をするべきだと、そういうことでもあります。

医療施設や高齢者施設、福祉施設などでは感染が広がり、重症化しやすいと言われます。そうした施設や事業所で働く職員は、大変な緊張感と危機感を持って高齢者や児童などの利用者や接しています。こうした施設で働く人たちは、感染しないよう、させないよう、神経をすり減らしながら細心の注意を払って対応しています。そうした方々に安心して働いていただくよう、定期的なPCR検査をする必要はありますか。現場はいつ感染者が出るか、気が気ではありません。

大阪での医療の逼迫が深刻です。GoToも行われている中、また、感染経路が家庭や職場の無症状者が増えていく中で、ぜひ社会的検査を取り組みませんか。いかがですか。

○議 長

廣畑君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま廣畑議員から、新型コロナウイルス感染症についてということで、医療や高齢者施設、保育や児童福祉施設で働く職員を対象とした定期的なPCR検査についてのご質問を

いただきました。

和歌山県内の感染者の状況につきましては、11月上旬は感染者が出ない日もあれば、出ても1人、2人、多くて7人という状況が続き、田辺保健所管内におきましても、11月7日に2人の感染者が確認されました。中旬以降は連日感染者が確認され、11月19日には、県内過去最多の15人の感染者が確認され、田辺保健所管内におきましても、11月18日以降で連続して発生した日もございます。

和歌山県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、和歌山方式と呼ばれる早期発見、早期隔離、徹底した行動履歴の調査を着実に実行していただいているところでございます。PCR検査につきましても、検査体制を強化し、積極的に実施していただき、感染者を最小限に食い止めていただいているところでございます。

和歌山県におけるPCR等検査体制につきましては、11月30日付の知事からのメッセージにありましたが、1日700件ほど対応できるように強化されております。定期的なPCR検査ができればいいと思いますが、PCR検査につきましては、一定の潜伏期間を含んだ検査前の感染の有無を判定しているものであり、一度検査をして陰性になったとしても、検体採取の後に、例えば感染者の方と接触するとか、感染者の多い地域に行ってきたとなると、その人が必ずしも感染していないという保証はありませんので、定期的な検査で陰性の確認を行うことで安全が保たれると考えるのは、少し現実的ではないというふうに考えております。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

答弁いただきました。しかし、やっぱりPCR検査で陰性であって陽性になるというふうなことが起こり得ると。それは現実的にあったことでありますけれども、しかし、PCRで陽性になる精度は低いというふうに思いますので、そういったことも検討していただきたいと思います。

それでは、以前もお尋ねしましたけれども、PCRセンターを紀南地方にぜひ設置するように県に働きかけてはどうかというふうに思うわけです。検査の結果の速度とか、和歌山方面へ持っていくのと、地元でやるのとでは大分違いますので、そういった点についてはいかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

廣畑議員から、紀南地方へPCRセンターの設置についてのご質問をいただきました。

現在、和歌山県内のPCR等の検査体制につきましては、先ほど申しあげましたように、県や和歌山市の検査機関や医療機関等において1日約700件の検査ができる体制となっております。感染蔓延期においては、1日約3,800件の検査ができるよう取り組んでおります。また、県が指定した医院で診療及び検体採取が可能な医療機関が県内に300か所あり、発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医に電話連絡で相談するか、かかりつけ医がない場合は、保健所か県のコールセンターへ電話相談をしていただければ、診療、検査医療機関を案内する体制となっております。現在の新型コロナウイルス感染症を早期発見する

ための相談、診療、検査体制で対応していけるのではないかと考えておりますが、今後の新型コロナウイルス感染症の動向を見極めながら対応したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

本当に日々今の和歌山県だけではなく、やはり大阪、北海道、東京都いうふうなところで変わっていています。どのように波及してくるかというのは分かりませんので、こうしたこともやはり町長の答弁がありましたけれども、そうしたことを事前に察知しながら協議をしていていただきたい、要望していただきたいというふうに思います。

それでは、コロナについての2つ目です。

全国的に見ても、県の保健所は以前、国が進めていた保健所の統廃合には至らず、基本的に保健所の統合が進んでないというふうなことでありますし、当初のそうした保健所数がたくさんあるというふうなことであります。当初の陽性者が出たときに、接触者の追跡で陽性者を着実に把握、保護し実を上げましたが、先ほど来、町長も答弁されておったことだと思うんですけれども、保健所の職員等々の皆さんは大変なご苦勞があったかと思ひます。そこで、保健所との連携について、お尋ねをします。

田辺保健所管内で立て続けに感染した場合、その保健所の本来業務が支障を来しはしないかと思ひますが、そうしたときの町と保健所との連携はどのようになりますか。また、町の保健業務はどのように関わっていきますか。このことについて、お尋ねします。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

ただいま廣畑議員から、町と保健所との連携につきましてご質問をいただきました。

和歌山県では、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策につきましては、感染者の早期発見、早期隔離、徹底した行動履歴の調査という感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症法の基本を忠実に行っており、県内の病院内でのクラスターを早期収束させるなど、和歌山方式として取り組まれたところであります。

保健所では、感染が確認された方に対しまして行動履歴等を聞き取り、次の発見や隔離につなげるための疫学調査をはじめ、感染者や濃厚接触者の健康観察などによる感染拡大の防止に取り組んでいるところでございます。

こうした保健所体制のさらなる充実に向けて、和歌山県では、集団感染発生等、必要に応じて、保健所管内市町村の保健師が管轄保健所を支援する体制整備のため、令和2年11月1日付で市町村職員の保健所相談等業務の実施に関する応援協定が締結されたところでございます。

応援協定の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、和歌山県が実施する新型コロナウイルス感染症に係る保健所相談等の業務について応援の必要があると認めるときに、県から保健所管内の市町村の保健師の応援要請を行うもので、業務内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症に係る健康相談など、感染療養者等の健康管理や専用相談窓口での電話対応となっております。

また、応援職員の派遣に際しましては、必要とする保健師の人数、期間等については県と協議、調整の上、職員を派遣するものとなっております。

白浜町としましても、引き続き今後の感染拡大状況等を注視しながら、町の保健事業の実施とともに、田辺保健所と連携し、可能な範囲で協定による保健師派遣等の調整を行ってまいりたいと考えております。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

県と協定を結んで応援をしていくというふうなことであります。

昨日、おとといの報道では、北海道へ自衛隊の保健師が10名病院へ派遣されたというふうなことであります。どういうふうに展開をしていくかというのは分からんわけですが、保健所へ職員が派遣されていく。もちろん白浜町だけではないと思うんですが、そうしたときに、白浜町の保健センターの保健師の数も制約をされていくわけでありまして。そういう中で町の業務にも支障が出るのではないかなということもあるわけなんですけど、そうした保健所への応援の体制の中で、十分回していけるのかということとは、どうなんですか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

派遣の体制につきましては、田辺保健所管内ということになりますので、みなべ町、田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町ということで、各市町のほうへの協定となつてございます。派遣の人数と期間等につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたが、十分県とも協議をさせていただきますして、当町の保健業務に支障のない範囲で派遣等を行うという形になると考えております。

以上です。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

そういった体制については、十分想定をして考えておるといふふうなことであります。それで、ほんまにどういうふうに展開していくか分からんわけですが、ぜひそうした連携についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

コロナの最後に、町長にお尋ねしたいと思ひます。先ほども申しましたけれども、かつらぎ町では医大の附属病院でのクラスターの発生など、日々変化するコロナ情勢、情報であります。こうしたコロナ情勢を踏まえて、県などとの連携をしていくわけなんですけれども、町長はどのように対応していくか、また、経済的な支援策などあれば、町長のお考えを聞いておきたいと思ひますので、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

全国的にも新型コロナウイルス感染症が拡大し、県内におきましても、第3波と考えられる感染者の増加やクラスターの発生が確認されるなど、予断を許さない状況であります。新

型コロナウイルス感染症につきましてはまだまだ解明されていないところもありますが、政府は、来年前半には新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種ができるように取り組んでおりますし、厚生労働省を中心に取り組んでいるところであります。町といたしましても、町民の健康を守るため、ワクチン接種の準備をしていきたいと考えております。

今後の新型コロナウイルス感染症の国、県の情報に注視し、関係機関とも連携しながら新型コロナウイルス感染症に関する各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

町民の皆様へは、当然のことながら3密の回避、ソーシャルディスタンスの確保、マスク、あるいは手洗い、消毒等の徹底をお願いしたいと思っておりますし、今現在は、週に3回でございますけれども、防災行政無線で夕方5時過ぎに広報しておるところでございます。町民の皆様方のご協力がなければ、この感染症に対しては打ち勝つことができませんので、どうかご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

だんだん職場、いろんなところへ広がってきたというふうなことであります。特定のところではなしに、会食だけではなしに職場、家庭、広がってきたというふうなことであります。一番弱いところへ感染が拡大していくので、病院あるいは高齢者施設、児童福祉施設などにも注視をしていただいて、特に注視をしていただいて取り組んでいていただきたいということを申し述べまして、このことについての質問を終わります。

○議 長

以上で、新型コロナについての質問は終わりました。

次に、2つ目の病院の送迎バスについての質問を許可します。

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

それでは、病院の送迎バスについてであります。

白浜はまゆう病院の利用者の送迎について、お尋ねします。

いわゆる白浜地域では、受診者の送迎を行っていますけれども、富田地域での送迎について、どのように考えていますか。何年か前から、そういう白浜の人らええなというふうなこともありますし、何とかこうしたことについて考えていただきたいと、お考えを聞きたいと思えます。

西富田クリニックまで行ってバスに乗るのが大変です。誰かに西富田クリニックまで連れていていただいて、乗車して白浜はまゆう病院に受診することになります。白浜地域で行っているサービス、これを富田地域にまで拡大していきませんか。このことについて、お尋ねします。

○議 長

廣畑君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

ただいま廣畑議員から、白浜はまゆう病院の利用者の送迎についてご質問をいただきました。

現在、はまゆう病院のシャトルバス等の運行につきましては、平成11年度から西富田クリニック間でのシャトルバスの運行を行っており、現在午前5便、午後2便で運行を行っているところでございます。令和元年度におきましては、月平均760人のご利用がございました。また、白浜地域の瀬戸、白浜、湯崎、東白浜では、平成28年9月から患者自宅からの無料送迎者サービスをスタートしているところでございます。

ご質問の富田地域の送迎サービスの拡大につきましては、西富田クリニックを拠点とした送迎サービスなど、実施に向けての検討をはまゆう病院でしていただいているところでございます。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

やはり富田地域の課題として、そういうことがあるので、ぜひ病院でも具体的に話を進めていただきたい、このように思います。

このことについてはこれで終わります。

○議 長

病院の送迎バスについての質問を終わります。

次に、景観保全と農業の質問を許可します。

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

景観保全と農業ということで質問させていただきます。

まず最初に、ウエルカムフラワー推進事業について、お尋ねします。

今年の秋、フラワーライン線沿いの田んぼでコスモスが咲きました。地方紙に取り上げられたので、多くの方が来られ、親子であるいはまた孫と、また夫婦で、それぞれ写真にスマホに収まっていたのですが、私どもは必ず通るときに誰かに毎日会うと、そのたびに会うということでありましたけれども、車も置いてあるのでなかなか通りにくいという思いもありました。こうしたウエルカムフラワー推進事業について、どのような事業であるか、ご説明をお願いします。

○議 長

廣畑君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

廣畑議員から、白浜町ウエルカムフラワー推進協力事業について、ご質問をいただきました。

この事業の趣旨は、県道白浜フラワーライン線周辺の農地に美しい景観を形成する作物を栽培することにより、農地の維持、保全及び遊休農地化の解消を図り、併せてフラワーラインを利用する方々に、潤いとやすらぎを与える空間を創出することを目的として、実施する白浜町ウエルカムフラワー推進事業への協力者に対し、予算の範囲内において、ウエルカムフラワー推進協力事業奨励金を交付するものでございます。

お話のありましたコスモスは、紀南農業協同組合富田支部青年部の方々が栽培されたもので、来年の春先には、同青年部の方々や他の農業者により栽培された菜の花が咲く予定と聞

いてございます。内容につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

白浜町ウエルカムフラワー推進協力事業の内容について説明させていただきます。

まず、交付対象者ですが、この事業の趣旨に賛同し、景観形成作物を栽培する個人及び団体のうち、次のいずれにも該当することを条件としてございます。1つ目は、景観形成作物を栽培しようとする農地がフラワーラインの白浜インター西交差点から権現平トンネルまでの間、両翼100メートルを超えない範囲であること。ただし、農地の一部が範囲外となる場合は、当該範囲外の部分を含むとしてございます。2つ目は、1か所の栽培面積が概ね1アール以上であること、3つ目は、この事業の趣旨達成のため、良好な状態で管理されることとございます。

次に、奨励金の額でございますが、景観形成作物を栽培する農地10アール当たり3,000円に当該景観形成作物を栽培するための種子及び肥料に要する費用を加えた額となります。なお、今後検証する必要があるかとは思っていますが、現時点では上限1万5,000円とさせていただきます。

最後に、対象作物でございますが、菜の花、ヒマワリ、コスモス、その他町長が景観形成上適当と認める作物としてございます。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

範囲はフラワーラインの両翼100メートルということでございます。景観形成作物、なかなか舌をかみそうな名前ではありますが、この作物の栽培ですが、枠を広げて遊休農地にも広げて取り組みができませんか。昨年の12月議会での一般質問での答弁で、農業委員会の農地の適正化推進委員、そうした職務ができたとのことであります。そうした活動の中で景観作物の導入なども考えていただき、地権者に訴えていただくこともできるかと思えます。また、中間管理機構の本務ではないにしても、そうした情報の共有で復田のもと遊休農地の活用を図っていくことできるのではないのでしょうか。

また、フラワーラインののり面の雑草も繁茂しています。いかがでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

先ほど町長から説明がありましたが、この事業の趣旨の1つとして、県道フラワーライン線周辺の農地に美しい景観を形成する作物を栽培することにより、農地の維持保全及び遊休農地化の解消を図ることがございますが、もう1つとしまして、フラワーラインを利用する方々に潤いとやすらぎを与える空間を創造することを目的としてございまして、どちらかといえばウエルカムフラワー推進という名前からも推測できるように、後者の農業者の皆様のお力をお借りしまして、白浜観光の魅力を高めるという点にウエイトを置いてございます。

議員のご意見も遊休農地解消に向けた有効な手段だと思えますが、菜の花やコスモスのような景観を形成する作物を栽培することで、圃場の栄養状態が変わってしまい、稲作などへ

の影響なども考慮しながら取り組んでいく必要もございます。それから、来られた方々の路上駐車、こういったことのいろいろな問題点もございますので、現時点では、今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。

それから、ご質問の中では適正化推進委員ということでご質問をいただいたんですが、正式には農地利用最適化推進員ということになります。この業務につきましては、担い手への農地利用の集積、集約化と並んで遊休農地の発生防止、解消も必須の業務であり、農地中間管理機構の農地預け入れも含め、どうすれば遊休農地を有効利用できるかを農地所有者や地域の方々と一緒になって考えていくことが大切ですが、先ほども申し上げました圃場の問題や、今後の継続性を考慮しますと、景観作物を植えることが遊休農地を減らし、すなわち農業振興につながるというような段階にはまだ現在至っていないというふうに思っています。

ただ、この取り組みが発端となって将来フラワーラインの周辺やのり面も含めて、一面に花咲く花畑の中を白浜温泉に来られ、そしてお帰りいただく、このようになればうれしいなというふうな思いで事業に取り組んでおりますので、地元の廣畑議員にもご支援いただければ非常にありがたいと思っています。今後もよろしくお願ひいたします。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

景観と、それから作物を作るとのこととの違いというのはもちろんそうであります。そういうふうな課題もあると思えますが、ぜひそういったことも取り組んでいただきたいと、考えていって相談していただきたいと思えます。

それでは、最後に、農業法人化の計画、このことについて今年度どのように推移しているかということをお聞きしたいと思えます。

農業センサスなどによる農業就業人口は絶えず減少を続けています。昨年の農業委員会での提言を受けまして、農業法人の設立に向けて取り組みが始まっています。香川県綾歌町、それから高知県本山町などへの農業委員会の皆さんが先進地視察を行っています。農地の管理受託や調整、農作業の受託、後継者や特産農産物の開発や効率的で生産性の高い農業形態の確立などで、地域農業の活性化を図る。農業を地域の基幹産業として発展させるとの先進地の思い、現実を見聞しての提言だったと思えます。こうした提言、現在の農業公社などの法人化についての現在の進捗状況などについて、お伺ひしたいと思えます。

また、併せて、そうした専従体制についてどのように考えておられるのか、お願ひします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

農業法人の設立に向けた今年度の調査・検討の状況につきましては、令和元年第4回定例会の廣畑議員の一般質問でも答弁しましたように、この事業は、農業者や農地所有者の理解と協力がなければ進めることはできませんので、その意向を踏まえた上で取り組んでいくことが肝要であると考えております。

そのため、まずは農業者や農地所有者の意向を確認するための意向調査を今年度行くと答弁したところですが、意向調査については、町内に農地を所有、管理されている方々を対象

に、本年9月に実施しております。意向調査の結果は、先月末に取りまとめが完了していますので、この結果を含め、引き続き農業法人の設立に向けた調査検討を行い、町の方針の確立に向けた取り組みを進めたいと考えています。

また、専従体制をとってはとのご質問ですが、農業委員会からの提言を受け、町として農業法人の設立に向けた調査・研究を進めていくに当たり、今年4月の人事異動で、農林水産課に農業政策担当の職員1名を配置しましたので、当面は、専従を置かず、今の体制で事務を進めていく予定ですが、今後の調査・研究の状況を見ながら、適宜対応したいと思っています。

取り組みの詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

先ほど町長から説明がありましたように、町内に農地を所有、管理されている方々を対象に、意向調査を9月に実施しており、調査方法は、郵送によるアンケート用紙の配付、回収になります。調査を実施しました件数は2,926件になり、アンケート用紙の回収率は約49%になります。実施しましたアンケート調査は、令和元年度の国の事業見直しの中で、人・農地プランをさらに実効力のあるものにする観点から、別のアンケート調査を実施する必要がありましたので、農業法人設立に関する意向調査はそのアンケート調査と兼ねる形で実施させていただきました。

そのほかの取り組みとしましては、本年4月に農林水産課と農業委員会事務局で、日高町農業委員会を視察研修し、また、先月27日には紀州農業協同組合営農対策部への視察研修を、紀南農業協同組合の担当者で行いました。

今年度は、どうしても新型コロナウイルス感染防止の影響から、この農協への視察等々についても、4月に行ってお話を聞いて、また農協へお願いして、ただいろいろなことがありましたので、実際には先月27日ということになったんですが、このようにいろいろな情報が非常に得にくい状況となっています。ただ、意向調査の結果やこれまで行ってきた先進地の状態なども考慮しつつ、引き続き農業法人設立に向けた検討を重ねてまいりたいと考えてございます。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

5年たつごとに、地主、農民、農業をされておる方がもうようせんようになっていくというのは実態だと思います。5年前の自分と重ねてみたら、よく分かるわけではありますが、やっぱりこの農業の問題は、法人化だけではないとは思いますが、法人化はひとつの方向だというふうなことで、昨年、答弁をいただいておりますけれども、このことについてもほんまに早い段階でいろんなことをしていくべきと違うのかなという、いろんな施策を打っていくべきと違うのかなというふうなことを思いますので、この4月に1人農業政策ということで担当者を置かれたということでありますので、アンケートの分析などもしながら、ぜひ頑張って取り組んでいただきたいと思います、このように思います。

これで、質問を終わります。

○議 長

景観保全と農業の質問を終わります。

以上をもって、廣畑君の一般質問は終わりました。

通告順 4番、12番 長野君の一般質問を許可します。

長野君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は60分でございます。質問事項は、1つとして、安居暗渠と水路について、2つとして、はまゆう病院への通院等の支援について、3つとして、安心安全なまちづくりについてであります。

初めに、安居暗渠と水路についての質問を許可します。

12番 長野君（登壇）

○12 番

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問を行います。

まず初めに質問事項1、安居暗渠と水路についてお伺いいたします。

その1点目、このことについては令和2年第2回定例会でも質問をさせていただきました。和歌山県指定文化財への指定に向けた今までの取り組みと今後の取り組み、また、具体的にいつ頃和歌山県へ申請されるのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

長野君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 教育長 豊田君（登壇）

○番 外（教育長）

長野議員より、安居暗渠と水路についてご質問をいただきました。

和歌山県指定文化財の指定に向けた取り組みにつきましては、地元安居区からの要望がございまして、平成30年6月28日に県の文化財担当者と現地調査、協議を始めました。具体的に指定に向けた取り組みが進み始めたのは、今年7月30日に、県、地元区長、水利組合長、日置川歴史クラブと町教育委員会の関係者が集まって指定に向けて取り組むことを確認できたことが大きな要因と考えております。その後、9月、10月、11月には、和歌山県文化財保護審議会や和歌山県教育委員会の現地視察を受けるとともに、8月には暗渠の出水口の案内看板の設置、11月には暗渠の取水口周辺の流木の撤去、草刈りを行うなど、日置川歴史クラブ、日置川事務所、生活環境課、町教育委員会が連携して暗渠と水路の環境整備に取り組んでまいりました。

ご質問の申請の時期ですが、先日12月2日から4日にかけて、県との連携のもと、指定申請に必要な図面を作成するための現地測量を行ったところであり、来年3月頃に予定されています和歌山県文化財審議会の案件として取り上げていただけるよう、和歌山県教育委員会文化遺産課との協議のもと、申請関係書類を整えて提出する予定としております。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12 番

詳細に答弁をいただきました。私も12月4日に現地に行かせていただき、暗渠の水路と測量の調査を見させていただきました。

この安居暗渠と水路の和歌山県文化財指定についてであります。本年和歌山県議会9月定例会で西牟婁郡選出の秋月史成議員が一般質問をされておりました。そのとき宮崎和歌山県教育長は、「安居近世用水路のように岩を掘りぬいた暗渠を持つ近世の用水路は珍しく、県内

でも数例しか確認されていません。また、その施工方法から、当時の土木技術の高さが伺え、大変貴重なものと考えられます。現在白浜町指定文化財に指定をされているところではありますが、和歌山県教育委員会といたしましては、さらなる文化財評価に向けて、地元の方々の協力も得ながら、白浜町教育委員会と共に調査を進めたいと考えております。その上で和歌山県文化財指定等、文化財としての保存、活用の方策を検討してまいります」と、答弁をされています。安居地区の皆さんは先人が遺し、保ち、守ってこられたこの暗渠と水路、地元大切な宝物であります。また、白浜町にとりましても貴重な財産であり宝物でございます。

来年3月頃に申請書を提出予定とのことではありますが、関係機関の皆さんとさらなる連携をして、和歌山県文化財指定に向けて取り組んでいただきたいと思います。

これで、安居暗渠と水路についての質問を終わります。

○議 長

以上で、安居暗渠と水路についての質問は終わりました。

次に、はまゆう病院への通院等の支援についての質問を許可します。

12番 長野君（登壇）

○12 番

このことについては、先ほど廣畑議員も質問をされていまして、重複しますが、お許しを願いたいと思います。

質問事項2、はまゆう病院への通院等への支援についてお伺いいたします。このことについても、令和2年第2回定例会で質問をさせていただきました。

その1点目、はまゆう病院のシャトルバス等の運行状況は、平成11年度から西富田クリニック間でシャトルバスの運行を行っています。また、平成28年9月から白浜地区、瀬戸、白浜、湯崎、東白浜で患者宅から無料サービスがスタートされていますが、どのような理由でこのサービスがスタートしたのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

長野君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま長野議員から、はまゆう病院の送迎者サービスについてご質問をいただきました。

このサービスにつきましては、議員がおっしゃるように、平成28年9月からスタートしたものでございますが、経過等につきましては担当課長から答弁させます。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

白浜はまゆう病院の白浜地域での患者送迎サービスにつきましては、平成26年4月に乗り合いバス路線の統廃合により、運行便の減少、路線変更等による停留所が廃止され、そのため通院としての交通手段がなくなり、交通手段の確保が課題となっておりました。また、周辺地域においても送迎サービスを取り入れている医療機関が増えていることもあり、送迎サービスを行うことにより、シャトルバスを運行する幹線以外の利用者の確保、また、通院が困難な高齢者等へのサービス向上のため、平成28年9月から白浜地域の瀬戸、白浜、湯崎、東白浜を対象地域として、公共交通が不便で通院が困難な方、家族等による送迎が困難

な方などを対象に予約制で患者自宅から送迎サービスをスタートしたところでございます。

ご利用に当たりましては、事前に送迎サービスの登録が必要となり、現在160名の方が登録されております。送迎日時につきましては、月曜日から金曜日の午前中で、ご利用につきましては無料となっております。利用実績といたしましては、10月時には累計で253人、1日平均約11人の利用がされているところでございます。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12 番

次に2点目、現在白浜地域だけのサービスであります。サービスの拡充に向けた取り組みについて、関係団体とどのような協議をされているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

現在、白浜はまゆう病院と西富田クリニック間のシャトルバスにつきましては、午前5便、午後2便で運行しております。以前から課題となっております西富田クリニックを拠点とした送迎サービスにつきましても、実施に向けて送迎範囲などの具体的な検討につきまして、はまゆう病院で協議をいただいているところでございます。

以上です。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12 番

次に3点目、白浜町としていろいろな課題があると思うが、支援策について、どのような協議をされているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

以前からシャトルバスの延伸など議会でも一般質問をいただいております。はまゆう病院とも協議をしているところでございますが、他の医療機関に対する配慮や、また、運行等に係る財政的な課題がございます。町としましては、今後高齢化が進む中、引き続きはまゆう病院と通院手段の確保などについて協議をしてまいりたいと考えております。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12 番

次に4点目、先ほどからの答弁で公共交通が不便で通院困難な方、家族等による送迎が困難な方などを対象に、予約制で患者自宅からの送迎サービスが開始されたとのことですが、どの地域でも通院としての交通確保のできない今、高齢者の皆さんは不安の気持ちでいっぱいあります。早く送迎サービスが実現できないか、多くの町民の皆さんが切望しております。協議をしているとのことですが、協議をする中で、白浜町としてどのような支援ができるのかを考えて、具体的な協議をさらに進めたいと思っておりますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議 長
番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

長野議員のおっしゃるように、通院等の交通手段の確保や今後さらに高齢化が進む中、病院等に行く手段がない人が増えることが予想されます。町といたしましても様々な課題がございますが、送迎サービスの充実など実現可能な施策などを講じ、支援できればと考えております。

○議 長
1 2 番 長野君（登壇）

○1 2 番

現在の白浜町の礎を築いてくださいました高齢者の皆さんの本当に切実な思いであります。実現可能な送迎サービスの拡充に向け、早急に取り組んでいただきたいと思います。

これで、はまゆう病院への通院等の支援についての質問を終わります。

○議 長
はまゆう病院への通院等の支援についての質問を終わります。
次に、安心安全なまちづくりについての質問を許可します。

1 2 番 長野君（登壇）

○1 2 番

続きまして質問事項3、安心・安全なまちづくりについて、お伺いいたします。

その1点目、9月25日、町道朝来帰新田線の一部が大雨により一部道路が冠水しましたが、原因究明は進んでいると思いますが、どのような原因によるものなのか、当局の答弁を求めます。

○議 長
長野君に質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま長野議員からご質問いただきました、町道朝来帰新田線の一部道路冠水の原因について、ご説明させていただきます。

気象庁の発表の資料によりますと、前日の9月24日から25日にかけて、前線を伴った低気圧が西日本の南岸を通過したことにより、大気の状態が不安定となって白浜町におきましても25日の朝を中心に大雨となったものでございます。今回ご質問いただいております現場につきましては、町道とJR紀勢本線との交差部であり、道路が一段低い構造であることから、周辺の水が集中する状態となっております。現場の排水は、横を流れております県河川朝来帰川への排水となっておりますが、当日は大雨による朝来帰川も増水していたことから、排水が思うようにできず、冠水状態となったと考えてございます。

以上です。

○議 長
1 2 番 長野君（登壇）

○1 2 番

今後の対策はどのように考えているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

今後の対策についてでございますが、私どもも、後日ではあります改めて現場の確認も行い、対策等について検討を行っているところでございます。まず、道路のかさ上げや付け替えにつきましては、JR紀勢本線の路線が上部にございますので非常に困難であります。排水の新設や拡幅につきましても、現場の状況等から非常に難しいと思われまので、まずは現在唯一の排水先であります県河川朝来帰川に多く堆積しております土砂の撤去等、少しでも排水機能を改善できるよう、河川管理者である県に要望するなど、県の協力も得ながら引き続き対策に向けた検討していきたいというふうに考えております。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12 番

河川管理者の和歌山県の協力を得ながら、対策等を考えていただきたいと思ひます。

次に、長時間町道が使用できない状態だったと思ひます。何世帯、何人の人が孤立したのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ただいま長野議員から、本年9月25日の大雨により町道朝来帰新田線の一部道路が冠水したことによる孤立世帯と孤立人数のご質問をいただきました。

対象地域は今回議員よりご指摘いただひている跨線橋からさらに750メートルほど先の跨線橋までの間で、対象住民は5世帯15人がお住ひになられておると把握しておるところです。

以上です。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12 番

数名の方が、車を安全な場所に駐車して線路を横断して帰宅されておりました。また、1人の方は、送迎者が通行できないので、椿駅までUターンして、自宅に連絡をして家の方が駅まで迎えに行き、線路を横断して帰宅されておりました。このことについては、報告を受けておると思ひますが、どのように受け止め、どのように感じたでしょうか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

議員ご指摘のとおり、冠水により線路下の道路が通れず、線路の上を、足場の悪い中横断しておると状況を担当職員のおうも確認させておといただひておると思ひます。現場は迂回路がなく、新たに設置することも現状、非常に難しいと報告を受けておると、住民の皆様方には多大のご心配とご不便をおかけしたと認識しておるところです。

以上です。

○議 長

1 2 番 長野君（登壇）

○1 2 番

孤立された方々の対策等はどのように考えているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

先ほど建設課長の答弁にもありましたように、迂回路の設置や道路の改修にはいろいろな課題があり、難しいと認識しているところですが、近年のゲリラ豪雨や短時間の降雨により、予測が難しい状況でありますので、地元区、地元消防団などとも連携し、また、住民の方々からの相談や要望等にお応えできるよう、役場各課はもちろんのこと、関係機関ともより連携を密にし、様々な状況に対応できるよう取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○議 長

1 2 番 長野君（登壇）

○1 2 番

迂回路の設置や道路の改修にはいろいろな課題があるとのことですが、孤立する住民の皆さんは不安の気持ちでいっぱいだと思います。連携を密にして、住民の皆さんの気持ちになって様々な状況に対応できる取り組みをしていただきたいと思います。

続きまして、国道42号線はある一定の雨量が降れば国道が閉鎖されます。どのぐらいの雨量で閉鎖されるのか、また、通行できない地域はどの範囲までなのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま長野議員よりご質問のございました国道42号線の雨による通行止めについて、ご説明させていただきます。

道路管理者である国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所によりますと、国道42号線では、異常気象時通行止め区間といたしまして5区間が指定されてございます。白浜町管内では、白浜町日置志原の笠浦トンネル付近を起点といたしまして、白浜町富田の一目坂トンネルの出口付近までの11.5キロメートルの区間で、連続雨量250ミリで通行止めの措置を実施することとなっております。

また、参考ではございますが、紀勢自動車道につきましても、南紀田辺インターチェンジから南紀白浜インターチェンジまでの14.4キロメートルの区間で、連続雨量170ミリ、南紀白浜インターチェンジからすさみ南インターチェンジまでの25キロメートルの区間で、連続雨量230ミリで通行止めの措置を実施することとなっております。

以上です。

○議 長

1 2 番 長野君（登壇）

○12 番

この区間、長時間にわたり通行できないと考えられるが、通行止めによりどのようなことが想定されるのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

議員よりご質問がありました想定される事態については、大きく分けて2つの視点で考えることができると思います。

まず1点目は、通行止め区間の富田の袋地区から日置の志原地区の間にお住いの住民の方々についてです。自宅等に戻ることができない状況となることから、例えば子どもや高齢者が家族の帰宅を待ちわびる状況、通院等が必要であるが診察後自宅に帰れない、食料等の補充ができない等、日常生活全般に影響があるものと考えています。

2点目ですが、国道42号を通行中の方々への影響です。異常気象等による通行規制の場合、迂回路となる紀勢自動車道などの通行規制が実施されていることが予測され、国道上に長時間足止めをされると予想されます。そうなれば、長時間車内にとどまることを強いられているため、トイレや食事、燃料の問題や体調不良の心配等が予想されるところです。

これはあくまでも今考えつく予想であり、災害や事故等の事案の内容によって、様々な課題が起こると考えています。

以上です。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12 番

続きまして、対策等はどのように考えているのか、町長にお伺いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

対策等についてお答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、いろいろなことが想定され、その対応策も千差万別だと考えられますが、一例としては、役場公用車や消防車両等による対応。これには当然最低限の安全が確保されることが前提条件と考えています。また必要に応じて町有施設の開放、通行中の方々等への対応としては、トイレや食料、燃料などの確保などが考えられます。

いずれの状況についても、影響や課題事項が多岐にわたることから、例えば沿線の施設等に協力をいただくための協定の締結等も有効な対策の1つと考えています。どのような対応を行うにも、地域の状況をきめ細かく把握する必要があることから、地元区や自主防災組織、地元消防団等との連携が非常に重要であり、関係課はもとより、道路管理者ともより一層連携を図りながら協力を得て対応していきたいと考えています。どのような状況におきましても、町民の皆様の安心安全を最優先に全力で取り組んでまいります。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12 番

地域の状況をきめ細かく把握をしていただき、地元の皆さんと日頃からコミュニケーションを取りながら対応していただきたいと思います。

続きまして、市鹿野消防団の詰所についてであります。現在、どこの場所を使用しているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

ただいま長野議員から消防団の詰所についてご質問をいただきました。

消防団につきましては、地域における消防防災体制の中核的存在として非常に重要な役割を果たしていただいております。また、近年、局地的な豪雨や台風等による自然災害が日本各地で頻繁に発生しており、近い将来、南海トラフ地震の発生も予想されていることから、地域の安全確保のために消防団の果たす役割はますます大きくなってきていると考えております。

ご質問いただきました市鹿野地区の消防団の詰所につきましては、従来から専用の詰所はなく、以前は、旧川添歯科出張所を利用させていただき、現在は旧市鹿野小学校の一部をお借りし、使用させていただいております。

しかしながら、この旧市鹿野小学校につきましては、令和3年4月からは旧小学校の活用事業で民間事業者等への貸付けが予定されており、業者が決定しますと、消防団詰所として使用できなくなることから、現在、市鹿野出張所もしくは市鹿野出張所の隣に社会福祉協議会が管理している建物があるのですが、それらの一部を使用させていただくことで調整を進めているところでございます。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12番

ほかに、このような詰所を借りて使用している分団はないのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

白浜町消防団は、白浜支団、日置川支団で組織しており、消防団車庫は全部で23か所あり、そのうち16か所の消防団車庫には詰所は併設しております。白浜支団では、平庄川地区の第9分団、保呂内ノ川地区の第10分団は合同の車庫となっておりますが、全て消防車庫に詰所は併設しており、他の施設を借りているところはございません。日置川支団では、第14分団管内の安宅地区につきましては、年末警戒等では住民交流センターの一部をお借りしていますが、管轄内の中心地には詰所を併設した車庫があり、そこを拠点に消防団活動を実施してございます。第15分団につきましても、詰所のない車庫はありますが、安居地区には詰所を併設した車庫があり、そこを拠点として活動しております。しかしながら、16分団につきましては、市鹿野地区以外の玉伝地区におきましても、旧玉伝小学校の一部をお借りしており、第16分団管内には拠点となるような詰所を併設している車庫がないのが現状となっております。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12 番

市鹿野消防団については、日置川消防署から距離が離れており、市鹿野方面まで行くには時間がかかります。そうした地域性も考えた中で、年次計画を立て、よりよい消防団活動ができる環境整備を早急に整えていただきたいと思います。但し、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 消防長 大谷君

○番 外（消防長）

議員がおっしゃるとおり、市鹿野地域につきましては、白浜消防署、日置川消防署、どちらから出動しても最も時間がかかる地域となるため、火災や災害が発生した際には消防団の役割は他の地域に比較しましても非常に大きくなり、充実した消防団活動を実施するためには、拠点となる場所は必要であると考えてございます。また、16分団は管内では唯一詰所のない分団となっておりますので、消防本部といたしましても、詰所を併設した消防車庫の建設は必要であると考えています。

しかしながら、白浜町内にはまだ多くの津波浸水想定区域内にある消防団車庫や老朽化が著しい車庫がございますので、地元消防団の皆様と優先順位など協議しながら、順次取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

12番 長野君（登壇）

○12 番

市鹿野地域については、白浜消防署、日置川消防署、どちらから出動しても時間がかかる地域であります。優先順位などを協議していただき、順次取り組んでいただきたいと思います。

通告時間よりも早く終わりましたが、これで私の質問を終わります。

○議 長

安心安全なまちづくりについての質問を終わります。

以上をもって、長野君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 14 時 06 分 再開 14 時 13 分）

○議 長

再開します。

通告順 5番、8番丸本君の一般質問を許可します。

丸本君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は40分であります。質問事項は、1つとして、コロナ禍での地方経済と生活支援について、2つとして、道路整備についてであります。

初めに、コロナ禍での地方経済と生活支援についての質問を許可します。

8番 丸本君（登壇）

○8 番

丸本安高です。通告に従い、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

それでは、最初に、コロナ禍の中での地方経済と生活支援についてお伺いさせていただきます。

世界中にコロナの感染が拡大する中、今年令和2年3月に、日本をはじめ世界の主要株式市場は急落し、混乱をしましたが、金融緩和等の措置で株価は急落前の価格を回復し、東京市場はバブル崩壊後の新高値となっております。しかし、実態経済を見ると、そんな甘い状況ではありません。今世界はコロナの第3波の中にいるのではと思います。コロナ禍の中、今、国がやるべきことは、コロナウイルス感染症から国民の命と暮らしを守る対策を講じることであります。信用調査機関東京商工リサーチによれば、今年2月から10月までにコロナの影響で経営破綻に陥った負債総額1,000万円以上の企業だけでも646件にのぼることです。それらの中には、上場会社や負債総額351億円の大阪の旅行会社、また、創業100年を超える老舗旅館などがあり、地域経済への打撃は深刻なものがあるということです。しかも、コロナの拡大がさらに広まれば、東京商工リサーチが行ったアンケート調査によれば、企業の7.5%が廃業を検討する可能性があるという回答があり、今後、コロナ拡大がさらに続けば、企業の倒産や失業者の増大が年末年始にかけ増える恐れがあります。

コロナ感染拡大が続く中、国がかじ取りを誤れば、倒産、廃業、解雇、雇い止めなどが増え、コロナ危機で止まるのか、また恐慌に入るのかの瀬戸際に今立っているのではないのでしょうか。感染が収まる心配がない中、これから経済も雇用も一層厳しくなるおそれが強まってきました。

倒産や失業の増加が多くなれば、コロナ終息後の経済回復も期待することができません。

今、企業と雇用を守っていくために、行政は最大限の支援をしていくことが求められているのではないのでしょうか。国も、コロナ禍で、給付金等の支援の策を講じてきました。コロナ禍で売上げが落ち込む中、支援策として企業を支援するため、持続化給付金を出していますが、売上げ減が前年同月比50%以上の落ち込みを給付の要件としているため、昨年より売上げが減ってはいるが、50%以上減額になった月はないので持続化に該当しないので申請を諦めた事業者もおられます。国の制度である持続化給付金の要件を満たさなければ県や町の支援金も受け取れません。町独自の制度として、対前年度比40%、また、対前年度同月比30%は幾らとか、持続化給付金の対象とならなかった事業者を支援する制度を町独自で新たにすることを検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

丸本君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

丸本議員から、国の持続化給付金の対象とならなかった事業者を支援する制度を町独自で検討すべきではないかのご質問をいただきました。

丸本議員のおっしゃるとおり、国の持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対しまして、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金で、令和2年1月以降で売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者が対象となります。町独自の緊急経済対策として、国の持続化給付金の給付を受け、さらに和歌山県事業継続支援金の給付を受けた事業者

に対しまして、町がさらに上乘せする形で事業継続支援金を給付しておりますが、国、県と同様に、売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者が対象となります。受付期間は令和3年3月15日までとしており、この支援金と並行して新たな支援金制度を創設することは考えておりません。

今後は、新型コロナウイルス感染症拡大が町に与える影響に留意しながら、経済対策等の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

ご答弁いただきました。町独自の新たな支援金制度を創設することは考えていない。さらに今後コロナウイルス感染拡大が町に与える影響に留意しながら、取り組みを関係団体と協議しながら進めていきたいという、こういうご答弁であったと思います。

11月20日までの町の事業化継続支援金の給付件数は、この約8か月間に609件あり、今ご答弁をいただいたように期間が3月15日までとなっている。そういう状況のもと、件数、金額ともさらに増えていくことが考えられると思います。この議会にでも町独自の施策である事業化支援金の補正予算が400万円計上されておりますが、売上げが前年同月比50%以下の事業者は、これは対象にならないと思いますね。

そういう状況の中で、国が支援対象としない売上げ50%未満の減少率の事業者に、事業継続するために必要な固定費の補助等の制度化を私はするべきではないかと思えます。中小事業者がコロナ禍で生き抜くための支援策の強化を求めて、持続化給付金についての質問を終わりたいと思えます。

○議 長

それでは同じ項目の生活福祉資金についての質問を許可いたします。

8番 丸本君（登壇）

○8 番

次に、生活福祉資金の特例貸付についてお伺いさせていただきます。

生活福祉資金については、社会福祉協議会が窓口となり、県社協が審査、判定するものと私は理解するものでございます。貸付けを受けているのは町民であり、貸付条件が明確でないために、この質問をさせていただくことになりました。

住民から、生活福祉資金の借入れをしたが、高齢のため、借金返済する前に自分が亡くなった場合、その借金はどうなるのかと聞かれ、社会福祉協議会で話を聞き、返事をしたわけですが、社協さんの返事は、資産だけでなく負債も相続することになるので、相続人に返済してもらうことになるとの返事でした。

コロナ禍で暮らしが厳しい住民はたくさんおられることと思えます。社協から11月30日にいただいた特例貸付の資料によると、今年の3月25日から11月20日までの約8か月間で、白浜町の社協で貸付件数が271件、金額で1億1,850万円となっており、県全体においては1万1,231件、金額については52億7,232万1,500円となっているんです。これはわずか8か月余りの貸付件数と貸付金額です。

生活福祉資金特例貸付の資料によると、貸付けには2種類あり、緊急小口資金と総合支援資金があり、両方重複して貸付を受けることができるようになっております。総合支援資金

の貸付期間の延長は1回、3か月以内で認めております。したがって、緊急小口資金、総合支援資金の1回の3か月延長で合計140万円の貸付けが状況により可能になってくるのではと思います。7月2日の厚労省の事務連絡では、特例貸付における償還免除の取り扱いについては、償還時において、なお所得減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとしています。今般の総合支援資金の原則3か月の貸付期限を延長する特例的な貸付部分についても、償還免除の対象とすることができるかと定められています。

緊急小口資金、総合支援資金、2つの据置期間は共に1年であります。2年目から償還に入るわけです。償還時において所得減少が続けば、住民税非課税世帯になり、償還免除することが可能になってくると思います。

貸付資金を借りた住民は、免除になれば、コロナで経済が厳しい中、生活に余裕が出てくることとなります。住民税課税世帯は、償還の免除をしてもらえるのか、答弁をいただきたいと思います。

○議長 長
番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

議員ご質問の社会福祉協議会が行っております生活福祉資金の特例貸付制度につきましては、町の行政事務ではないことから、町としてご答弁できない部分もございますので、ご了承のほどよろしく申し上げます。

生活福祉資金貸付制度につきましては、全国の社会福祉協議会で行われている貸付制度であり、申込みは各市町村の社会福祉協議会で行われ、各都道府県の社会福祉協議会で審査、また貸付けが行われることになってございます。償還の免除に関する事など、具体的なことにつきましては、町としてご答弁できかねます。社会福祉協議会のほうへお問い合わせいただくよう、よろしく願い申し上げます。

○議長 長
8番 丸本君（登壇）

○8 番

今同僚議員の国道の通行止めとかについて質問があったと思うんですけども、国道の管理、所管しているのは国土交通省で、建設課長は答えたのではないですか。民生課長、自分で聞いてくださいと言いますが、電話で問合せをしたら済む話じゃないんですか。国道のことは町の所管ではないですね。その辺矛盾しているんじゃないですか。

○議長 長
番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

議員がご心配されております償還方法に関しまして、私のほうから白浜町社会福祉協議会へ問合せもしてみました。今のところこの償還方法につきまして、国から具体的なことは示されていないというご返事でした。

○議長 長
8番 丸本君（登壇）

○8 番

通告しておりますから、質問させていただきます。

もともと所得が少なく資金借入れ時に住民税非課税世帯であり、来年も非課税の世帯は、これは免税の対象になりますか。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外（副町長）

先ほど民生課長がお答えしましたように、地方議会事務提要によりまして、議会が社会福祉法人の事業に関する質問はできないというふうになってございますので、ご答弁は町としてできかねるというふうに申し上げたわけでございます。少し休憩をいただきたいと思いますが、お願いできますか。

○議 長

暫時休憩します。

（休憩 14 時 33 分 再開 14 時 38 分）

○議 長

再開します。

8 番 丸本君（登壇）

○8 番

それでは、引き続いて、もともと所得が少なく、資金借入れ時に住民税非課税世帯であり、来年も非課税の世帯、今年も来年も非課税世帯は、このような方は免除になるんですか。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

先ほどのご質問等とも重複いたしますけれども、償還免除の詳細に関しましては、貸付制度を運用しております社会福祉協議会へお問合せを願いたいと思っております。

○議 長

8 番 丸本君（登壇）

○8 番

厚労省のホームページには、生活福祉資金の特別貸付について、緊急小口資金、総合支援資金について、特別措置では、この2つの資金とも、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる取扱いとし、生活に困窮された方にきめ細かく配慮しますとあります。

今年の3月から生活福祉資金の特例貸付制度ができ、据置期間は1年間であり、来年の3月から償還が始まることとなります。住民税の課税非課税が決定するのは来年の6月であると思いますが、非課税が決定する来年6月以前に償還が始まる債務者は、償還の免除ができなくなるのではないのでしょうか。今年の3月から特例の制度が始まって1年間据置き、1年というたら来年の2月の末ですね。そして3月からの償還が始まるんですけども、住民税非課税の決定というのは今年の分の所得の非課税の決定というのは来年6月です。3月には決まってないと思うんですけども、この方の償還の免除というのはどうなるんですか。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

同じ答弁になりますけれども、社会福祉協議会で行っている生活福祉資金の貸付けや償還の運用に関しましては、町ではお答えできませんので、できましたら直接社会福祉協議会へお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

この点について、特例貸付について最後の質問です。

コロナ感染拡大が続く中、これからも経済の落ち込みが続くことが考えられ、住民の暮らしは厳しいものになってくることと思います。住民税非課税世帯は所得が低い経済的弱者であり、コロナ危機の中厳しい生活であると考えられます。コロナ危機は最初に経済的弱者の生活をまず苦しめるのではと思います。危機の時代だからこそ、政治の力で経済的弱者や政治的弱者に支援の手を差し伸ばすべきではないでしょうか。支援の手を差し伸ばすことが政治の責務であり、法に基づいた行政の在り方だと思います。生活福祉資金に特例制度ができ、貸付けを受けた町民、また、特例の制度ができたことを知らず、貸付けを受けずに厳しい生活を続けている住民も少なからずおられることと思います。

厚生労働省のホームページにも、所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる取扱いとし、生活困窮されている方にきめ細かく配慮しますとあり、住民税非課税世帯にとって大変有利な特例制度であり、白浜町社会福祉協議会さんでは、11月20日までに271件の貸出件数が資料には出ています。厚労省のホームページには、所得が落ちている住民税非課税世帯の償還を免除することができる取り扱いと出ており、特例貸付の返済免除について、一括免除と思って借入れをした住民が相当数いるのではないのか危惧するところがあります。

一括免除するのではなく、返済免除に該当するか、毎年判断する方向で厚労省が検討しているとの新聞報道があります。同報道によると、政府は同資金について返済時に所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除すると説明したとあり、一括免除と思い込み、借入れをした町民にとって毎年免除の判断をすることになれば、借入れをした町民と窓口である町の社会福祉協議会さんとの間で混乱することが考えられます。毎年、免除の判断になれば、混乱は必至と思いますが、町長は、どう思いますか。

社会福祉協議会と連携をし、制度の周知をし、注意喚起しておくべきではと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

本制度に関しまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため貸付けを必要とする世帯などを対象として貸し付けられる制度でございます。先ほどから申し上げてまいりましたが、その申込手続や審査、また貸付けに関しましては、全国社会福祉協議会が行っているものでございます。

町といたしましても、議員がご心配しているようなことが起こらないよう、引き続き白浜町社会福祉協議会とも情報を共有し、貸付けや償還方法などの周知も徹底していただくようお願いしてまいりたいと思っております。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

貸付けの判断というのは社協さんが行っているのですが、町では答えられないというのは、理解できないこともないんですけども、これはやっぱり借りてあるのが100%近く町民でありますので、一括免除やったら今年借りた人は来年の春から償還にかかると思いますが、この方が最大限借りておられるのやったら140万円、1回で免除が決まるわけです。それが10年償還になっていますから、それと違わなったら10回審査、そして10回の判定が要るようになってくるんです。これは社協さんの窓口は混乱すると思いますので、混乱するだけではなく借りた人が生活に一層苦しんでくると思いますので、特例貸付は期限が12月だったやつが3月まで延びたと聞いておりますので、まだまだお借りする人が出てくることも考えられますので、周知のほうを強く求めておきたいと思います。

これについて、特例貸付についての質問を終わります。

○議 長

以上で、コロナ禍での地方経済と生活支援についての質問は終わりました。

次に、道路整備についての質問を許可します。

8番 丸本君（登壇）

○8 番

最後に道路整備についてお伺いさせていただきます。

11月19日に井瀬町長を川添山村活性化センターに迎えて懇談会が開かれていました。区民から様々な意見、要望、また苦言を呈する住民もいました。

一番多く出た話は、日置川大塔線、玉伝口と市鹿野間の道路についてであります。市鹿野の住民が道路について行政へ苦情を言うのはもったもな事だと思います。間もなく68歳になる私が、市鹿野小学校入学以降、台風で流出した市鹿野橋の架け替え以外、大きな道路工事、道路改修を行った記憶はありません。日置川に鮎を釣りに来る県内外の方、また、町外へ出た地元住民なども里帰りしたときなど、なぜ県はこの道路の改修をしないのかとよく聞かれます。路面も悪いし、落石もあり、危険な道路であります。落石防止の金網が落石のため大きく破損をしているところや、また、道路の下が大きくえぐられているのに改修せず長時間放置している所などがあります。落石による事故や転落事故等があれば、人命にかかわってきます。

危険箇所数多くあるのに、なぜ長期間放置しておくのか。予算はないでは済む話ではありません。

西牟婁振興局と白浜町、そして地元区で日程調整し、道路の改修整備がなぜできないのか、住民への説明をすべきではないのですか。ご答弁を求めます。

○議 長

丸本君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井瀬君

○番 外（町 長）

ただいま丸本議員より、県道日置川大塔線の道路整備についてのご質問いただきました。

議員ご承知のとおり、来年度から旧市鹿野小学校を活用した民間事業者による福祉事業が

スタートいたします。これを機会に、市鹿野区は、皆でふるさとを考えるきっかけになればとの趣旨で、市鹿野区役員と団体の代表者に集まっていただき、懇談会を去る11月19日に開催したところです。地域の実情や特産品である川添茶の状況などを意見交換したところですが、議員ご指摘のとおり、県道整備の遅れに意見や苦言が出されたところでもあります。

確かに県道日置川大塔線の玉伝口から市鹿野間は見通しが悪く、狭隘部も多く、また、各所に斜面からの落石が見られる路線であることは十分認識しております。災害時など、通行に支障を来す場合は、町から県に連絡し、対応していただいております。

県道日置川大塔線につきましては、日置川区長会や県道日置川大塔線改修促進協議会からも、県に対しまして道路整備の要望活動を行っており、下流から順次改修工事を行っていただいております。

なお、ご指摘いただきました箇所につきましては、後ほど担当課長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

丸本議員からご指摘いただきました県道日置川大塔線の玉伝口から市鹿野間で落石による防護網が大きく破損している箇所につきましては、工事業者と協議済みで、来年の3月から4月頃にかけて工事を行う予定と聞いております。また、道路の路側石積崩壊箇所につきましては、現在設計中で、年度内に発注する予定と聞いております。少し時間はかかっておりますが、改修に取りかかっている状況です。

また、当該路線の全体的な改修につきましては、引き続き、日置川区長会や県道日置川大塔線改修促進協議会からも、県に対し、道路整備の要望活動を行ってまいります。

地元住民に対する説明会の開催につきましては、県に相談してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

西牟婁振興局の所管の係に、玉伝口市鹿野間、市鹿野の住民やから玉伝口からこちら、市鹿野の道路が悪いということで、これを見にくるように、振興局に、県と町と地元が立ち会って、やっぱり確認に来ていただかないと、どこが悪いここが悪いというて、ここで言うよりやっぱり目で見てもらわないと。視察に来てくださいと、それは言っていただけですか。それでいつまでに返事をくれますか。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

何分にも道路管理者は県であるということもありますけども、私どもも県のほうにはお話しはさせていただきたいと思っております。道路パトロールとかそういうのは定期的な監視はされていると、私どもも確認はしています。

いつそういう返事をいただけるかという今のお話のございでしたが、早い段階で区長様のほうにお話しさせていただきたいと思っております。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

来る、来ないの返事はしてくれるんですね。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

はい、そうです。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

これで一般質問を終わります。

○議 長

道路整備についての質問は終わりました。

以上をもって、丸本君の一般質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は明日12月11日金曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって散会します。

議長 西尾 智朗は、14時55分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和2年12月10日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員